

子ども・子育て会議（第10回）、子ども・子育て会議基準検討部会
（第11回）合同会議
議 事 次 第

日 時 平成25年12月26日（木）13：30～16：30

場 所 中央合同庁舎第4号館12階第1208特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

- （1）地域型保育事業について
- （2）地域子ども・子育て支援事業について
- （3）確認制度について
- （4）幼保連携型認定こども園の認可基準について
- （5）保育の必要性の認定について
- （6）公定価格について
- （7）その他

[配付資料]

資料1	地域型保育事業について
資料2-1	利用者支援事業について
資料2-2	妊婦健康診断について
資料2-3	一時預かり事業について
資料2-4	病児保育事業について
資料2-5	延長保育事業について
資料2-6	多様な主体の参入促進事業について
資料2-7	地域子ども・子育て支援事業の主な検討課題と委員からのご意見への対応方針について
資料3	確認制度について
資料4	幼保連携型認定こども園の認可基準について
資料5	保育の必要性の認定について
資料6-1	公定価格について
資料6-2	公定価格について（個別論点を中心に）
資料6-3	利用者負担について
参考資料1	放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書
参考資料2-1	平成25年度関連補正予算（案）の概要
参考資料2-2	平成26年度関係予算（案）の概要
参考資料2-3	平成26年度予算編成における子育て支援関連予算の取扱いについて
参考資料3	委員提出資料

○無藤会長 それでは定刻かと存じますので、「第10回子ども・子育て会議、第11回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議」を開始いたします。お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございました。

それでは、本日の委員の御出欠につきまして事務局より御報告をお願いいたします。

○長田参事官 年末の慌ただしい時期にお集まりいただきまして、大変ありがとうございました。

本日の出欠の状況でございますが、今村委員におかれましては本日所用により御欠席でございます。

また、高尾委員におかれましては本日所用により御欠席でございますが、代理といたしまして日本経団連経済政策本部長の藤原様に御出席をいただいております。

また、まだ柏女委員はお見えでないようでございますが、御出席との御連絡をいただいております。

以上、本日33名中31名の委員に御出席いただき、定足数である過半数を満たしておりますことを御報告申し上げます。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

本日、森少子化担当大臣に御出席いただいております。一言、御挨拶を頂戴できればと存じます。

森大臣、よろしく願いいたします。

○森内閣府特命担当大臣 森でございます。委員の皆様におかれましては、年末の押し迫った中、このようにたくさん御出席をいただきまして本当にありがとうございます。

本年4月26日の第1回会合以来、子ども・子育て会議や基準検討部会において、これまで計18回にわたり熱心な御議論をいただいております。本当にありがとうございます。

子ども・子育て支援新制度の施行に向けて、委員の皆様には「子どもの最善の利益」を実現するという視点に立って、各種の基準について御検討いただいているところですが、本日は取りまとめを目指して御議論をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

先般、25年度の補正予算、そして26年度予算の政府案が閣議決定をされました。内閣府におきましては「地域の少子化対策の強化」として、地方自治体が地域の実情に即して結婚、妊娠、出産、育児の「切れ目ない支援」の先駆的な取り組みを行うことを支援するための新たな交付金30億円を補正予算に計上するとともに、子ども・子育て支援新制度の円滑な移行を図るため、市町村が実施する「保育緊急確保事業」に対する新たな補助金を創設いたしまして、26年度予算案に1,043億円を計上しました。

保育緊急確保事業については、国・地方を合わせますと総事業費は2,300億円の規模になります。また、厚生労働省において待機児童解消加速化プランの実施等に必要な予算、それから文部科学省において「幼児教育無償化」の段階的な取り組みに必要な予算、これも無事政府予算案に計上されましたことを御報告申し上げます。

少子化対策、子育て支援は全ての世代に夢や希望を与える日本社会への投資、未来への投資であります。合わせて、私は被災地の出身でございますので、「被災地子ども・子育て懇談会」もこの会議と並行して岩手、宮城、福島の各地にて開催をさせていただきました。そちらにおいていただいた御意見もしっかりと反映をさせていただきましたので、この子ども・子育て支援新制度が被災地にも配慮をしつつ円滑に施行されますように、引き続き全力

を挙げて取り組んでまいりますので、委員各位におかれましても引き続きの御尽力をお願いいたしまして御挨拶にかえさせていただきます。

本日も、どうぞよろしくお願いいたします。

○渡邊委員 せっかく大臣が来られておりますので、今の御挨拶を含めて1つお願いがあります。

今ほど挨拶の中にありましたように、新しい子ども・子育て支援新制度を委員の皆さんとともに議論し、18回を数えたということで、我々は感無量ですが、ようやく最終的な取りまとめに入って新年早々、各自治体が動き出す時点に入ってきて来年度の予算が閣議決定され、消費税が4月から新たに3%上乘せになります。

そのことについて、3,000億円を新たに準備してくれたのは大変ありがたいと思いますが、この制度が最終的に27年4月から次の子ども・子育て制度としてここにいる皆さん方が英知を絞って、そして官僚の皆さん方が組み立ててくれた、その成果として国民に示されるわけがあります。当時、税と社会保障制度の一体改革の中で7,000億、ひいては1兆円超の財政規模を確保しながら対応していくのだという政府の方針があったわけですが、そのことを忘れずに確実に対応していただきたいということを大臣にお願いしておきたいと思っております。

○森内閣府特命担当大臣 しっかりと承りました。ありがとうございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

なお、森大臣は公務のためここで退室なさるということでございます。

(森内閣府特命担当大臣退室)

○無藤会長 それでは、カメラもここで退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○無藤会長 それでは、資料につきましては議事次第に記載のとおりですが、資料1から参考資料までお配りしてございます。漏れなどあれば、事務局にお申しつけください。

それでは、早速議事に入らせていただきます。本日でございますけれども、お手元の資料にあるとおり大きく6点ですけれども、5つに分けて議論したいと存じます。

まず1番目ですけれども、地域型保育事業と地域子ども・子育て支援事業、これを合わせまして45分程度での説明と御議論をお願いしたいと存じます。

2番目ですが、確認制度につきまして30分程度での御説明と御議論をお願いいたします。

3番目、幼保連携型認定こども園の認可基準について、これを40分程度での御説明、御議論をお願いいたします。

そして4番目、保育の必要性の認定について、40分程度での説明と御議論をお願いいたします。

5番目は時間の都合もあるので、時間がなくなるあるいは短くなるかもしれませんが、20分程度での御説明、御議論を用意してございます。これまで公定価格を除きまして、各種基準について委員の皆様方に検討をお願いしてございました。基本的には今回で取りまとめをお願いしたいと考えてございますので、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、まず地域型保育、地域子ども・子育て支援事業について、事務局から御説明をお願いいたします。

なお、前回の部会で委員から御質問がございまして時間の関係でお答えできなかったわけでございますけれども、それにつきましても適宜説明を入れていただければと存じます。

では、お願いいたします。

○橋本保育課長 それでは、資料1の地域型保育事業の関係から御説明をさせていただきます。

今回の制度改正で創設されました地域型保育事業は、4つの類型がございます。1ページ目をおめぐりいただきますと小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つがあるわけですが、加速化プランとの関係等がございます。小規模保育の事業を先にいろいろ議論いただきまして、8月の基準検討部会におきましておおむねの取りまとめをいただき、これを踏まえて今、安心こども基金に基づく事業を既に開始しているところがございます。

その後、それ以外の3つの類型につきましても議論を重ねていただきまして、ほぼ方向性が出てきたということでございますので、今般8月の段階で小規模保育についておおむね取りまとめていただきました内容も合わせまして、全体に4つの類型を合わせまして資料を再構成させていただいております。

まず、おめぐりいただきまして2ページ目からそれぞれの基本的な考え方を述べてございますけれども、具体的な認可基準の考え方は4ページ以降でございます。こちらには「地域型保育事業の認可基準について」の基本的な考え方を書いてございますけれども、一番下に赤い字で書き足してございますが、「国が定める基準については、施行5年後を目途に行う制度見直しの際、経過措置の取扱い等を含めて見直しを検討」ということを書かせていただいております。

これまでの議論の中で、小規模保育事業につきましてもこういった中身の事業は当面の対応としてわかるけれども、将来にわたってこれでいいのかどうかというところについてはやはり再検討が必要ではないかといった御意見もいただいているところでございます。また、各種の経過措置等も設けてございますし、そういった中で5年間の経過措置ということを設定しているものも多数ございます。こういったところを踏まえまして、施行後5年を目途に行う制度見直しの際にこういった取り扱い、全般的な見直しを検討するという趣旨でこのところに書かせていただいたということでございます。

5ページ目から、具体的な職員数を始めとする各種の基準についてでございます。全体といたしまして、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育といった順番で記述をさせていただいておりますが、それぞれ前回までに御議論いただきました内容をなぞる形で整理をさせていただいております。また、小規模保育事業につきましては8月の段階で取りまとめていただきました内容をなぞりながらこの中に入れさせていただいております。

それで、今般の中身といたしまして、前回の御議論等を踏まえて少し書き足したところをピックアップしてお話をさせていただければと思います。少し後ろのほうに飛んで恐縮でございますけれども、51ページから52ページにかけてのところでございます。こちらは、事業所内保育事業につきましての地域枠の設定の問題でございます。前回までに例の1から例の6までお示しをしまして、それを踏まえて御議論いただいたわけですが、52ページのところに前回いただきました御議論を書き足しておりますけれども、例の4のような形でよいのではないかとといった御意見をいただいたところでございます。

例の4と申しますのは55ページでございますけれども、定員規模に応じまして大体4分の1ないし3分の1程度の人数となるような地域枠を設定いただきまして、そしてまた市町村のほうで各地域の実情に応じて決定していただけるといった中身のものとございます。

こういったものを踏まえまして、53ページに「対応方針（案）」ということで赤い字で書かせていただいておりますが、この地域枠に関しまして「国として示す全国的な基準としては、全体の規模に応じて一定数の地域枠に固定する形とした上で、それぞれの地域における保育事情等を考慮し、市町村がより緩やかな地域枠を設けることができる仕組みである、例の4としてはどうか」ということをございます。

また、年度途中の弾力化といったことにつきましてはその下に絵がございますが、こういった配慮を行うこととするといった形で対応方針案を改めて整理させていただきました。

それから、57ページにまいりましてこの事業所内保育の追加論点でございますけれども、この地域枠を活用しまして近隣の企業にお勤めの方が御利用になるということの枠組みも前回提示をさせていただきまして、おおむね賛成する方向での御議論だったと思いますので、そういった方向で整理をさせていただいております。

また、65ページには事業所内保育につきまして複数の企業で、合同で行うという形態も可能とするということを前回提案させていただきまして、これについても適当という御意見をいただいたところがございますので、そのように整理をさせていただいております。

それから、それ以外では68ページのほうにちょっと飛んでいただきたいと思いますが、居宅訪問型保育につきましての労働基準法の適用の問題でございます。ここがございますように、6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩時間を与えるということが原則となっているわけがございますけれども、この1対1で保育を行う居宅訪問型保育という事業との特性の関係の中でこれをどう考えていくかということが議論になってございます。

それで、私どものほうで担当部局との間で話をしてきているわけがございますが、大変申し訳ございませんけれども、今日の段階でまだその方向性の結論を得られるに至っておりません。引き続き検討、協議をするということでさせていただいておりますけれども、本日の段階での記述といたしましてはこの「対応方針（案）」にございますが、「労働基準法との関係について、速やかに結論が得られるよう、引き続き、検討し、その結果を踏まえて、所要の対応を行うこととする」といった書き方にさせていただいております。この点につきましては、対応が進んでおりませんで大変申し訳ないと思っておりますが、引き続き検討させていただきたいと思っております。

地域型保育の関係につきましては、以上でございます。

○竹林少子化対策企画室長 続きまして、資料2-1の利用者支援事業をご覧ください。ここから、資料2-1、2-2、2-3と書いてありますのはいずれも地域子ども・子育て支援事業、いわゆる市町村の13事業の関係の資料でございます。

最初に資料2-1の利用者支援事業でございますが、前回いただいた御意見につきまして3ページのほうにまとめて書かせていただいております。それに対する考え方を青字で書いてございます。最初に、前回いただいた御意見の中で要支援家庭あるいは貧困家庭など、自らの利用が困難だという方に対する支援も必要であるという御指摘をいただきました。この点につきましては、実施要綱の中で5ページに児童相談所、あるいは保健所といったものを追記させていただいております。

それから、7ページを少しご覧いただきたいのですが、今回の実施要綱の中で大きく分けて利用者支援の機能と、それから地域づくりなどの地域の体制づくりといった地域連携の機能、7ページでいいますと基本形でいう「ウ」に該当するものです。これに対して※

印で追記をしておりますけれども、現行の地域子育て支援拠点事業の機能強化型の中で地域支援として行われています地域住民の多世代間の交流の促進、ボランティア育成、あるいは訪問支援、こちらから出向いて支援をする。こういったものについても、新たな利用者支援事業の中でこれを実施することは、任意実施ですが、可能であるということを注記しております。このような仕組みを使いまして、自ら訪ねて来られない方の支援についても取り組んでいただきたいと思います。

また、3ページに戻りまして大きな基本的な枠組みとして書いたところの独立した事業というところに「事業内容」の2つ目のポツで「地域連携」というものが書いてございますが、これはむしろ行政の本来の役割ではないか。(2)のほうにこそ、この機能が必要なんじゃないかという御指摘をいただいております。私どもといたしましては、まさにこの地域連携の機能、ソーシャルワークというものが地域自治体本来の仕事であるし、これまでもしてきていただいていますし、これからもしていただくのだろうと思っております。

今回のこの利用者支援事業は、自治体がそもそもそのような機能を持っていることを前提といたしまして、特に個人の利用支援が困難な地域について法定の事業として新しく事業を展開していくというような趣旨で書いてございますので、そこが明らかになるように(2)の矢印の後でございますが、行政が地域連携の機能を果たすことを前提として(1)の一部である利用者支援をやるのだということを明記しております。

それから、2つの類型に限定することなく幅広く実施すべきだという御意見もいただいております。一応その補助体系を組むときに常勤の単価、非常勤の単価というところとの関係もあり、大きく2つの要件で整理をしておりますが、実施場所でありますとか職員の資格要件など特に限定をせずに、さまざまなタイプのものが実施できるように配慮しているつもりでございます。

ただし、1ページ目の枠囲いの中にありますように、法律上、既に条文で利用者支援の機能を持つということについては、これは必須とされておりますので、そういう意味では現在されている相談支援機能全てを引き受けるとなっていないことについては御理解をいただければと思います。以上でございます。

○桑島母子保健課長 続きまして、資料2-2でございます。母子保健課でございます。妊婦健康診査について御説明させていただきます。

資料を1枚おめくりいただきまして妊婦健康診査の位置づけでございますが、妊婦健診は安全・安心な出産のために重要であることから「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけられて、市町村の事業に盛り込むなどの記載が義務づけられたところでございます。これによって、妊婦健診の確実な実施が図られるものと考えております。

その際、母子保健法においては厚生労働大臣が妊婦健診の実施について望ましい基準を策定するというにされております。現在でございますが、課長通知でございます公費負担の回数や実施時期の考え方、妊婦健診の内容について示し、実施しているところでございます。

次の2ページをお願いします。今回の妊婦健診の望ましい基準(案)でございますが、「望ましい基準」は妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産に資するというところで、各市町村がその判断に基づいて妊婦健診を実施する場合の参考としていただくものと考えております。引き続き適正な妊婦健診、その公費負担の実施を図る観点から、現在実施しています母子保健課長通知に示している健診の回数・実施時期、検査項目と同程度の内容で

はどうかと思って考えているところでございます。

ちなみに、その下に健診の回数とか実施時期、検査項目が書いてあります。健診の回数でありますが、①②③までありますが、これらの基準を合計しますと合計14回程度の実施が必要になってきます。

この基準で現在、各市町村において調べたところ、資料の5ページの左の上のほうになりますが、これが24年4月現在の回数でございます。一応全ての市町村で14回以上が既に確保されているところでございます。集計がまだ完全に終わっていないところでございますが、25年度、今年度の4月においても全ての自治体で14回は確保されているという状況でございます。

検査項目についてはここにお示ししているとおりでございますが、実際に大臣告示になった場合には検査の名称等は引き続き書きぶり等を検討して行いたいと考えております。検査項目についてでございますが、全ての自治体が全て示しているとおりにということにはなっておりませんが、引き続き御理解いただき、全ての項目の実施について御理解と御協力をいただくことでお願いしたいと考えております。以上でございます。

○橋本保育課長 続きまして資料2-3、「一時預かり事業について」でございます。

こちらにつきましては2ページにございますけれども、事業の構成につきまして現在行っております保育所型、地域密着型、地域密着Ⅱ型を一般型ということに再編成しながら、また基幹型につきましては継続を実施しながらでございますが、新たに余裕活用型、あるいは幼稚園における預かり保育の受け皿となる幼稚園型、それから訪問型といった各種の類型を創設するという形で提案させていただいたところでございます。

特にこの一般型のところにつきましては、次の3ページ、4ページのところをお開きいただきたいと思っておりますけれども、前々回の会議におきましてこの「対応方針(案)」にございますように、必要な年齢に応じた保育従事者を確保していただくとともに、その半数以上につきましては保育士とするといった形で御提案をさせていただいたところでございます。

これにつきまして、前々回の御議論を振り返っていただきますと、4ページの上のところに「主なご意見」ということで書き足させていただいておりますけれども、「保育として位置づけるべきであり、人員配置も保育士を基本とすべき」という御意見をいただきました一方、「保育従事者の要件については、保育士を核として、一定の研修を受けた保育補助者が共に担うことが望ましい」といった、どちらかというところと相反するような形の御意見をいただきました。

これを踏まえまして、私どもとしてどう対応するかということで大変悩んだ末でございますけれども、4ページの下の方に※印で書き足しております、「1日当たり平均利用児童数3人以下の施設においては、家庭的保育者と同等の研修を受けた者を保育士とみなすことができる」という形で、前回御提案させていただきました保育士を2分の1以上確保するというところを基本としながら、委員からの御意見も踏まえまして家庭的保育と同じように考えることができる少人数な形で、家庭的雰囲気の中で行うような事業につきましては人的な要件につきましても家庭的保育と同じように考えることができるのではないかとということで、こういった形に加えさせていただいたところでございます。

それから、事業の中身につきましては7ページに見直し案ということで書かせていただいておりますけれども、こちらにつきましては前々回に論点というところで書かせていただきました方向性につきまして、それを踏まえて改めてここに同様のことを書かせていただいた

ものでございます。

9ページからが「幼稚園型」でございますけれども、こちらにつきましても前々回のときに13ページのあたりに御提案をさせていただきました内容を踏まえまして、同様の内容を14ページのところに見直し案という形で書かせていただいているものでございます。

15ページは幼稚園型の「実施方法」でございますけれども、それぞれの居住している市町村のほうで域内、域外の施設に委託して実施するというを基本としながら、別のやり方も可能とするといった形で多様な方法を可能にしております。

それから、18ページの「余裕活用型」の記述でございますが、こちらにつきましては保育所あるいは認定こども園、小規模保育等の定員の余裕がある場合にそれを活用して行うというものでございますので、実施基準といたしましてはここにございますように「本体施設の定員の範囲内において実施することとする」というものでございます。

最後に19ページで「訪問型」でございますが、こちらにつきましては「対処方針（案）」のところにございますように居宅訪問型保育の実施基準等に準じて実施をするということと、それから職員の兼務についても柔軟な取り扱いを検討するということで書き加えさせていただいております。

続きまして、資料2-4で病児保育の関係でございます。1ページ目をお開きいただきますと、前回いただきました「主なご意見」ということで、ワークライフバランスの推進といったことをいただいたところでございます。

こういったものを踏まえまして、病児保育の事業の内容とは直接の関係はございませんが、1ページの下のところの青い字で書いているところがございます。子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるためには、子ども・子育て支援施策の充実のみならず「働き方の改革」による仕事と生活の調和の双方を早期に実現することが重要である。このため、中小企業を含めたすべての企業における育児休業、短時間勤務等の柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境の整備、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進等を進める。また、男女ともに育児休業を取得していくことを更に促進するため、育児休業給付の引上げを行うための法改正を次期通常国会に提出する予定。」

「さらに」ということで前回御報告いたしましたけれども、「事業主や地方自治体が仕事と子育ての両立の推進等を図るための行動計画を策定する「次世代育成支援対策推進法」について、その期間を10年間延長し、引き続き集中的・計画的に取組を行うこととする法案を次期通常国会に提出する予定」ということで、このところの記載を追加させていただいております。

2ページ以下の基準の中身につきましては、前々回に提案させていただきました内容と基本的には変えてございません。

なお、8ページのところでございますが、「訪問型」の事業につきまして下のほうでございまして、「補助方法」というところで「現行の規定 1か所あたり年額…671万1,000円」というものがございます。これにつきまして山口委員のほうから、この事業費の内容について説明してほしいという御質問をいただいたところでございます。地方におきまして病児保育のニーズが少ない、施設型よりも訪問型による対応が効率的な場合などにおきまして、訪問型事業者が看護師等を1名程度雇用しまして実施することを想定してこの単価を設定してございます。これが1事業所当たりの年額の単価ということでございまして、常勤の看護師1名、協力医療機関委託費等を含めた事業費、それから研修費、事務費、こういったものを

積算いたしまして、利用者負担額を差し引いた金額ということで設定させていただいているものでございます。病児保育については、以上でございます。

続きまして資料の2-5でございますが、延長保育の事業でございます。延長保育につきましても資料の3ページをお開きいただきますと、「ワークライフバランスの推進を優先すべき」といった御意見をいただいているところでございまして、先ほど病児保育のところで御説明いたしましたものと同様の考え方、記述をここに加えさせていただいているところでございます。

それから、その次の4ページのところでございますが、「訪問型」についての説明がございます。この中で、ファミリー・サポート・センター事業と類似しているということで、この関係について説明をしてほしいといった藤原代理人のほうからの御質問がありましたので、改めて御説明をさせていただければと思います。

1つは、延長保育事業の訪問型というのは、まずは今回の制度改正で創設されました居宅訪問型保育という地域型保育に1つはございますもので、これの時間延長の保育に対応するという機能がございます。これは、ファミリー・サポート・センター事業にはない機能でございます。

それから、合わせて延長保育の訪問型というのは施設における少人数の延長保育事業への対応ですとか、障害児等の延長保育事業への対応など、利用児童にとっての環境を考慮しまして児童の居宅において延長保育を実施するといったことを念頭に置いて創設をしたわけでございます。

これに対しまして、ファミリー・サポート・センター事業の場合には育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となりまして、会員間において保護者のかわりに保育所等へ子どもを迎えに行きまして、原則として援助を行う会員の自宅において預かりを行うというところで実施方法が異なっております。

両者を比較した場合、地域にファミリー・サポート・センター事業がない場合はもちろんでございますが、会員相互間の互助的な事業よりも、より専門性の高い保育を必要とすると判断される場合ですとか、あるいは保育所を運営している法人が一体的にこの訪問型の延長保育事業に取り組む場合なども想定されるかと思えます。そういったさまざまな状況に応じて、市町村のほうで延長保育ニーズに対応していけるように延長保育に訪問型を創設したいという趣旨でございます。

続きまして資料2-6でございますが、多様な主体の参入促進事業でございます。これにつきましては、2ページのところに「主なご意見」ということで幾つか前回いただいた御意見の追加で書かせていただいております。

3ページのところに「対応方針（案）」ということで書いてございますが、26年度におきましては市町村のほうで支援チームを設けまして、新施設等に対します実施支援ですとか相談助言、あるいは連携施設のあっせんなどを行う事業を新制度の前倒しという形で実施をさせていただきたいと思えますし、※印にございますような連携施設に係る小規模保育事業の特例、経過措置の必置形態という形で活用することもできるようにしたいと考えております。26年度の予算案につきましては、この中でこういった事業内容を実施できるような予算の確保をしたところでございます。

「また」ということで、設置主体によってはこの特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合などのこういった活用も考えられるところでございますので、引き続き27年度以降の本

格的な実施に向けまして検討をしていきたいということでございます。

○竹林少子化対策企画室長 続きまして、資料2-7をご覧いただきたいと思います。その他の地域子ども・子育て支援事業に関する前回いただいた御意見及びその考え方を追記しております。

まず2ページ、「地域子育て支援拠点事業」でございすけれども、下の2つの丸でございまして、「特に子どもが少ない地域での量的充実が必要」とあるとの御指摘、これにつきましては今回各自治体でニーズ調査を実施しておりまして、今後計画の中で消費税の財源も活用して計画的に整備をしていただけるものと考えております。

また、「一時預かりなど他の子育て支援の事業と一体的に実施できる仕組みが必要」ということございまして、現在の拠点事業でもこのようなことを想定いたしまして一時預かりでありますとか学童クラブなどを実施する場合には加算措置を講じているところでありまして、引き続きこうした仕組みを活用していただきたいと思っております。

それから、7ページでファミリー・サポート・センター事業でございす。市町村が研修の実施などで、より責任を果たす仕組みが必要であるという御指摘を受けております。これは、現状におきましても病児緊急対応強化事業の実施に当たって一定の講習の修了を義務づけるといったようなことをやっておりますし、自治体の役割を一定程度やっているところでございますが、今後とも各市町村での取り組みの充実を促してまいりたいと考えております。

また、利用者負担割合等についての検討も必要だという御指摘を受けております。もともと会員同士の相互援助活動だという事業の成果を踏まえながら、よりよい事業とするために今後とも必要な改善を行ってまいりたいと考えております。

8ページに、その他各事業に分類できないいろいろな御意見、御指摘について書いてございますが、特に妊婦健診とかこんにちは赤ちゃん事業、養育支援訪問事業、赤ちゃんが産まれる前、出産の前後はなかなか各資源の一体的、有機的な結びつきが弱いということで、その推進が必要だというような御意見をいただいております。

先ほど御説明いたしました、新設される利用者支援事業でありますとか、あるいは今回26年度の予算案に盛り込みました母子保健コーディネーターなども、こういうモデル事業を通じましてこのような御指摘に答えてまいりたいと思っております。

また、一番下のところでございす、「市町村間で取組に差が生じないように、国・都道府県のバックアップが必要」ということございす。これも当然でございまして、この新しい制度の仕組みにおきましても都道府県の計画というのは市町村の計画をベースにしながら、県として必要となる支援に盛り込むことになっておりますし、また国といたしましても市町村、都道府県の計画が円滑に実施されるような必要な助言、援助を行うということが法律にしっかり書かれてございます。私どもとしては、引き続き国、都道府県、市町村間の連携を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見、御質問のある方は挙手をお願いしたいと思います。まず、ざっと手を挙げていただけますか。

ありがとうございます。それでは、こちら側からで荒木委員どうぞ。

○荒木委員 ありがとうございます。全国国公立幼稚園長会の荒木です。資料2-3の一時預かり事業について意見を述べさせていただきます。

今回、幼稚園型ということで新たに幼稚園における預かり保育を現実に受けている子ども

たちが今後もまた使えるようにという新しい取り組みを入れていただいたことは、ありがたいと思っております。私立は私学助成で公立は一般財源だったというところで、今後は公立の幼稚園にとってもこの一時預かり事業の予算のことがしっかりと位置づけられたらありがたいと思います。

それから、9ページのところにもいろいろ幼稚園型のことが書いてありますけれども、現在共働き家庭でも預かり保育を受けながら幼稚園を利用しているという家庭もたくさんありますので、その人たちが困らないように確実にそのことが裏づけとして保障されることを願っていききたいと思います。

そして、14ページに単価が出ておりますけれども、下限時間のところで非常勤職員でも必ず1人は確保するというようなことがほかの項目にも出ておりましたが、幼稚園型でもぜひそのことを受けとめていただきたいと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、奥山委員どうぞ。

○奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会の奥山です。

何度もお話をさせていただいておりますが、地域子ども・子育て支援事業というのは就労の有無にかかわらず、全ての子育て家庭にとって対応する事業となっております。そういう意味でいえば、待機児童がいる、いないにかかわらず、市町村が独自性を発揮できる分野でもあると思っております。

先ほど御説明がございましたとおり、妊娠期からの切れ目のない支援ということが今、子育てについては非常に育てにくさを感じている。子育てに不安を感じている御家族が増えている中では、その最初の一步というのがとても大事だと思っております。そういったところで、ぜひ健やか親子21など、母子保健分野との連携も含めて各市町村が計画づくりを進めていっていただきたいと思ひますし、そちらのほうを都道府県、国のほうがきっちりバックアップをしていただきたいと思ひます。

と申しますのも、地域子ども・子育て支援事業は13事業ございますが、毎年結構事業の体系が変わっております。そういう意味で、事業者のほうも今度のこの改正によって方向性がうまく改善されていると思ひますけれども、丁寧な説明が必要だろうと感じているところで

す。その中で1つだけ、一時預かり事業について少し意見を申し述べたいと思ひます。今回いろいろな御意見を出させていただく中で、最終的に資料のように提案がなされているところ

です。一時預かりにつきましては、全ての子育て家庭がセーフティネットとして使える数少ない支援サービスです。保育士さんの数、割合、そういったものが定められる中、これが本当に充実していくのかどうかということについて、できれば5年とはいわず毎年のように普及の過程をチェックできるような体制も入れていただいて、この制度でいいのかどうか、そういったことも検証して進めていっていただきたいと思ひています。

と申しますのも、これから保育の必要性の認定の話が出てくると思ひますけれども、週12時間、または16時間、そこに満たない人たちの大きな受け皿になるはずなのです。そういうことを考えますと、この一時預かりを充実することが保育の必要性の認定との絡みでグラデーション的にサポートできるということなのです。そういうことも考えて事業計画をつくっていくということが大事だろうと思ひますので、ぜひよろしくお願ひいたします。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、尾崎委員お願いします。

○尾崎委員 まず、先ほど御説明いただきました地域型保育事業についてでありますけれども、この間さまざまな意見を丁寧に聞いていただきまして本当に感謝申し上げたいと思います。全国知事会といたしまして、国の方針におおむね賛同させていただきたいと思えます。

この事業は都市部での待機児対策のみならず、子どもの人口が減少している地域においても有効な事業ではないかと認識をいたしておるところであります。その中で、家庭的保育事業に従事する職員の資格や人数について、保育の質を確保しながらもそれぞれの地域の実情に合った基準としていただいたことや、面積におきましても既存の施設も利用できるような基準にさせていただきましたこと、さらには事業所内保育事業については従業員の子どもの以外の地域の子どもの受け入れ割合などについて地域で柔軟な対応ができる基準を設定していただきましたこと、地域に合った基準を考えていただいたことに対して本当に感謝を申し上げたいと思います。我々としても、この事業をしっかりと活かしてよい形で事業の活用を図っていきたくて考えておるところでございます。

ちなみに、全国知事会といたしまして、少子化問題に対して全国知事会を挙げて取り組みを進めていこうということで、この7月の全国知事会議においてそのような決議もいたしたところでございます。このままいきますと2000年代半ばには1人の現役世代で1人の高齢者を支えないといけないという時代がやってくる。これは、日本として本当にいわば茹でガエルのような、緩やかに進行するけれども、いざとなると取り返しのつかないような事態を招きかねない国家的危機であるという認識のもとに取り組みを進めようということで対応してまいりました。

その具体的な提言として、いわゆる子ども・子育てに限らず結婚、妊娠・出産、子ども・子育て、そして子育てしながら働く、働ける環境づくり、このようなライフステージ全般に対応したような対策をしっかりと講じていくことが重要ではないかということ提言させていただきました。子ども・子育ても非常に重要でありまして、この新制度をしっかりとこれからも作り込んでいくことが大事だと思います。

ただ、他方でそもそも若い人たちといえますか、50歳を迎える方の5人に1人くらいが結婚していない。このことが、そもそも少子化の大きな原因になっているということもまた見過ごすことができないのではないかと思います。

ライフステージ全般に対する対応ということでお願いをして、そういう地域の実情に応じた対策を講ずることができるように財源的な後押しということをお願いしてきましたし、また次世代育成支援対策推進法の延長という話についても政策提言をさせていただいてまいりました。この点、今回経済対策の中で地域少子化対策強化交付金ということで新しい交付金を創設していただきましたことは、ライフステージ全般に対応した地域の実情に応じた対策を推進するうえにおいて非常に有効だと考えておりまして、本当に感謝を申し上げたいと思います。

また、安心子ども基金の積み増しをなされましたことも非常に心強いことでもあります。

併せまして、次世代育成支援対策推進法も延長される方向であると伺っておりまして、このことも大変心強いことだと考えているところでもあります。

今後、この次世代育成支援対策推進法の延長に応じて、今度は新しい行動計画の策定指針を作っていくことになるかと思えます。そしてまた、27年度からの開始に向けて、新

しい少子化対策大綱の議論が始まろうとしているところかと思えます。これらの新しい指針、もしくは大綱を作っていくに当たっては、ぜひこの子ども・子育て新制度の趣旨をしっかりと盛り込んでいただくということが大事だと思います。これをしっかりとやっていただきますとともに、ぜひともライフステージ全般にわたった対策が必要なのだという視点でもって、この指針及び大綱の策定をぜひお願い申し上げたいと思います。この子ども・子育て新制度の前後の対応が、非常に重要ではないかと考えるところがございます、ぜひそこをお願いしたいと思います。

またもう一つ、そのような政策を作っていくに当たっては、地域によって実情が相当に異なります。待機児童対策が有効なところもあれば、そもそも幼稚園、保育園がなくて困っている、過疎地域などはそうだったりするわけでありまして、若い人がいないとか、出会いの場がないとか、そういうことで困っている地域もあるわけございまして、そのような地域の実情に合った形での様々な意見を指針・大綱づくりにシステマティックに反映をしていただければと思う次第です。

少子化対策について大いに政策を進めていただいておりますことを、森大臣を初め厚生労働省、関係各省庁の皆様方に本当に感謝を申し上げたい。内閣府の皆さんに大変感謝を申し上げたいと思います。今後につきまして、またどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、葛西委員どうぞ。

○葛西委員 日本助産師会の葛西です。本日は妊婦健康診査、資料2-2と資料2-7の3ページ、4ページにつきまして発言したいと思います。

日本助産師会は、子ども・子育ての会議に全てフィットするかというとそうではなく、オプザーバー的な感じで参加させていただいておりますけれども、先ほど高知県知事のお話にもありましたように、妊娠・出産、子育て以前の思春期などからの男女への教育といったものを重視しております。それを助産師は実際には命の教育ということで子どもたちに話す場面があるんですが、男女それぞれが自ら選択して結婚、出産ということを選べるような世の中にしたいと思っております。

妊婦健康診査、それから幼稚園、保育園、乳児家庭全戸訪問とありますけれども、それ以前の問題としまして全体にかかわる男女への関わりということが大事かと思えます。

妊婦健康診査につきまして申し上げますが、全国の助産所は数少ないのですが、大体出産数の1%弱、9,000人程度の出産数があります。どんどん減っているかということではなく、やはり家庭的な環境で出産を望むという家族に根強い人気があります。

助産所と他の医療機関で、妊婦健康診査の公費負担額が地方自治体によって異なるということがございます。例えば、1回の補助額が2,000円台というところも聞いております。この場合、出産環境を助産所を選ぶという方にとってはなかなかハードなものになりますし、一部自己負担ということもございます。

なぜこのように違うのかというと、例えばエコー、超音波の問題、検査の問題等がございますけれども、実際に助産所では家族全体の保健指導等を含めたということでやっておりますし、従来、妊娠・出産は病気ではありませんので妊婦御自身の体づくりというところからかかわっております。そういったところでは時間もかけておりますので、そういったことが評価されないのは非常に残念です。これは地方自治体の問題ではありますけれども、ぜひそのように御依頼していただければありがたいと思います。

また、産後ケアにつきまして乳児家庭全戸訪問事業等がありますが、3ページの「主な意見」の中の2番目に「必要な場合には複数回訪問できるようにしてはどうか」というようなことで書いてございますので非常にありがたいのですが、実際には必要な場合というのはどういったことでしょうか。全ての母子につきましてこれは必要なのかと思っております。実際には、どのような母子も困っている状況というのはどこにもございます。母乳の相談、それから育児相談につきまして全ての母子が幅広くその支援を受けられるような支援が必要だと思います。具体的には、妊婦健康診査のみの公費負担から、産後の訪問ですとか産後の健診、そういったものに公費負担を拡充していただきたいと思っております。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、柏女委員をお願いします。

○柏女委員 淑徳大学の柏女です。地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業について今後の検討、あるいは実施要綱、補助要綱作成等に当たっての意見ということで、全体を修正してほしいという意見ではございませんが、6点かいつまんで申し上げたいと思っております。

まず1点目は居宅訪問型保育事業ですが、この事業は障害を持った子どもたちや難病の子どもたちが利用ということは非常に有効なことだろうと思っております。特に細かな設計については子どもにとっての必要性など、保育認定の要件を緩やかに解釈をして、また児童発達支援センター等の連携施設、あるいは研修を含むバックアップ施設の役割を明確化して進んでいていただきたいということです。

もう一つは、まだこうした制度が検討されているということ自体、障害を持った子どもたちの保護者の間に十分浸透しておりませんので、そういう意味では保護者、事業者など、当事者の声を丁寧に聞いて進めていていただければと思います。

2点目は、子ども・子育て支援事業関係です。延長保育や一時預かりの事業で、障害児の利用が出てきております。これについて関連してですけれども、今後児童発達支援センターや事業に通所している子どもの保護者が仕事と子育ての両立がしやすいようなシステム、つまり障害児支援の固有の施策との相互乗り入れを御検討いただけないだろうかということです。

ちなみに、某自治体では仕事と子育ての両立を支援するために、障害を持った子が一度保育所に登園をして、そこに児童発達支援センターの送迎の車が来て、日中は児童発達支援センターで過ごし、また夕方に保育所に戻ってきて保護者がお迎えに来るといったようなシステムをつくっているところもございます。いろいろな相互乗り入れを御検討いただければと思います。

3点目は、地域子育て支援拠点事業と放課後児童健全育成事業についてです。かなり事業が多様なやり方で行われているということにかんがみて、省令基準等のほかに局長通知等による指針やガイドラインを今後策定して、その質の平準化向上を図るとともに、自己点検評価などの評価の仕組みをぜひ検討していくべきではないだろうかということです。

4点目は、養育支援訪問事業です。これについては現在の制度はひとつ有効だと思うのですが、それに付加して民間団体が今、行っておりますホームスタート事業、こうした事業なども取り込めるような形で今後類型化を考えられないかと思っておりますので、今後ということで御検討をお願いしたいと思います。

5点目です。先ほど来御説明がありましたけれども、ファミリー・サポート・センターの病児型と、それから病児保育ですが、一定の人口が必要なこういう事業については、いわば

郡部の特性に配慮した補助基準の工夫が必要だろうと考えています。特にファミサポで病児を預かっていく場合、やはり病児保育事業の例えば訪問型が研修等も含めてバックアップをするといったように、両事業が合体して、一体化して運営されていくような仕組みなども必要なのではないかと考えています。そうしたことについて御検討いただければと思います。

最後に6点目ですけれども、放課後児童健全育成事業の基準について特に検討して感じていたことですが、学童期から思春期の子どもの健全育成、特に豊かな放課後生活保障を体系として捉えて考えないと、それぞれの施策を個別に考えるだけでは不十分だということを強く感じました。放課後児童クラブ、それから児童館、児童遊園、放課後子ども教室、こうした既存の施策に加えて、現在は施策の中に捉え切れていないプレイルーム、プレイパークや市場型の放課後サービス、こうしたものを含めて健全育成政策を体系的に議論しなければならない時期になってきているのではないかと強く思いました。

放課後子ども教室や放課後児童クラブ、それから児童館、児童遊園、それぞれ補助基準、補助のあり方なども、文部科学省の補助金であったり、厚生労働省の補助金であったり、あるいは一般財源化されていたり、ばらばらになっています。この分野はその財源も補助金、一般財源や保護者の利用料など、それぞれの事業によってばらばらで、これも整理が必要なのだろうと考えています。この国の子どもの育ちは誰がどのように保障すべきなのか。子ども・若者育成支援推進法の理念なども踏まえながら、これは後で結構ですので、一度少し本格的に議論を次回の見直しのときまでにしていくことが必要なのだろうと思いました。

以上6点、かいつまんで御意見を申し上げさせていただきました。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございました。

それでは、清原委員をお願いします。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。

最初に総括的に申し上げますけれども、(1)の地域型保育事業から(5)の保育の必要性の認定については、この間、各種統計資料や幼稚園、保育園の経営実態調査をもとに親会議及び基準検討部会において精力的に検討されてきました。また、岡田副大臣におかれましては本当に熱心に私たちの意見を聞いていただき、感謝申し上げます。

その結果、それぞれの事業の運営基準や認可基準に関する対応方針案については、各関係機関や団体等の意見も取り入れられ、かなり成熟した案になっていると認識しています。加えて、基礎自治体の立場から申し上げますと、現在次年度の予算案の確定時期にございます。そして、(5)の「保育の必要性の認定に関する就労時間の下限の設定」は、保育ニーズの必要量の算定の大前提となることなどを考慮しますと、私としては(1)から(5)の各事業基準等については年内の取りまとめ、すなわち本日の取りまとめが求められているという時間的な認識を持っています。こうした認識を基礎にいたしまして、本日補充されました資料が示されましたので、その中で重要と思われるポイントの幾つかについて改めて指摘をさせていただきます。

まず(1)の「地域型保育事業について」ですが、4ページで、地域型保育事業について現行の類似の事業や地域の実情を踏まえつつ、それぞれの特性に応じた基準を新たに設定することが必要であり、基準の設定に当たって特に既存施設・事業からの移行について経過措置の検討がなされてきたことは有意義です。それを踏まえて4ページの※印、地域の実情を踏まえ、「国が定める基準については、施行5年後を目途に行う制度見直しの際、経過措置

の取扱い等を含めて見直しを検討」するとあります。この※印を支持したいと思います。

次に53ページでございますけれども、事業所内保育の地域枠に関しても大変経済界の皆様も建設的に柔軟にお考えいただきまして、国として示す全国的な基準として53ページの上の「対応方針（案）」ですが、それぞれの地域における保育事情等を考慮し、市町村がより緩やかな地域枠を設けることができる仕組みである例4を支持することを、私としても改めて申し上げたいと思います。これは、極めて重要なポイントだと思っています。

次に65ページでございますけれども、改めまして「運営形態について、複数企業による共同運営を認める案は適当と考える」という意見を踏まえていただきました。私たちとしても、このような案を支持したいと思っています。

次に、（2）の地域子ども・子育て支援事業について簡潔に申し上げます。

1点目は、資料の2-1の「利用者支援事業について」でございますが、このたび5ページの（4）の「関係機関等との連携」に「児童相談所、保健所」が加えられました。これは極めて実際的だと思うのですが、訪れやすさ、相談しやすさ、地域で暮らす親子にとって身近な存在としての利用者支援事業について、さらにこの2つが加わったことは大きいのですが、例えば三鷹市では「子ども家庭支援ネットワーク」と呼んでいますが、法定の組織であります「要保護児童対策地域協議会」を構成する各関係機関の連携、協力も欠かせないと思いますので、それらも含められると思います。ぜひ日ごろのネットワークの強化をさらに確認したいと思います。

2点目は、一時預かり事業でございます。一時預かり事業については、資料2-3の4ページのところでいわゆる保育ママさんと同じように子育て経験豊富であるけれども、一定の研修を受けて活躍する場を提供するというところで、人材の裾野を広げ活用を図る方向性が示されました。ただし、「研修の質」を確保することでぜひ信頼を高めるということを確認したいと思います。

また、7ページのところでは年間延べ利用児童数に応じて補助を行うこととして、最低ラインの補助単価の見直しや保育従事者の保育士比率によって段階的に対応する方針が示されました。

なお、14ページのところに幼稚園型の補助単価について改めて示されております。その内容でございますけれども、この補助額については「一時預かり事業の他の類型や公定価格との整合性を踏まえ検討する」とされています。現行制度をさらに拡充する方向で、十分な検討をよろしくお願いします。

次に、3点目は資料2-5でございますけれども、「延長保育事業について」の3ページ目です。これは尾崎知事も御指摘されたところですが、※印のところに育児休業給付の引き上げを行うための法改正が次期通常国会に提出される予定であるとともに、次世代育成支援対策推進法の期間延長についても触れられています。これは、ワークライフバランスの観点から極めて重要な指摘でございます。このことにつきましては尾崎知事と同じように、今後私たちが具体的に自治体レベルで、よりよい方向で、働く保護者が、男性であれ女性であれ、生き生きとするような方向性が示されることを願っています。

最後に資料2-7でございますが、その他多様な主体の参入促進、妊婦健康診査、地域子ども・子育て支援事業についての意見の取りまとめの中で、8ページ目に新たに○印が加えられております。「特に妊婦健診、こんにちは赤ちゃん事業、養育支援訪問事業などの一体的・有機的な推進が必要」とあります。これは、先ほど森大臣も御指摘されました切れ目の

ない支援のあり方を再確認する記述でございます。まさに基本方針に結婚、妊娠・出産から子育て支援まで、切れ目のない支援を進めようということで私たちの検討がなされています。そこで、改めまして基礎自治体の一つとして、市長会としても自治体としての役割を再確認しているところでございます。

以上、述べましたが、それらの点は改めて強調させていただいたことございまして、おおむね本日おまとめいただきました案につきまして賛意を示し、本日中の取りまとめが的確であると申し述べて意見とします。ありがとうございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

駒崎委員、お願いします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業について、大枠では賛成です。本当に取りまとめと申しますか、これまでの議論をまとめてくださった事務局には深く感謝したいと思えます。

一方で、これから省令であるとか要綱というものをつくっていくと思うのですが、特に要綱をつくった時点でこの子ども・子育て会議でシェアしていただけるかどうかを質問させていただきます。

というのも、我々事業をする立場からしますと、要綱でいまひとつな条項があると、現場で非常にいまひとつになってしまって困っているという実態がありまして、やはり大枠でいいな、素晴らしいものができるな、これから楽しみだなと思っていたとしても、要綱レベルで、あれっというふうになってしまうと本当にせっかくの素晴らしい制度が台なしになってしまいますので、ぜひ細かい部分をつくったときにきちんとシェアしていただいて我々の意見を反映させていただきますと、現場サイドのある種、実践者の視点が入りますので、ぜひそれをお願いしたいと思いますし、そういう議論をしていただけますかということの質問をさせていただきますというのが1点目です。

繰り返しになりますが、全体的には賛成ですし、今日取りまとめていただきたいのですが、これ以降、何らこの話をしないというのではなくて、細かい部分もきちんとつくったときにシェアしていただければ大変ありがたいし、そうしてくれますかという質問です。

2つ目です。今日初めて出てきました妊婦健診について申し述べさせていただきます。意見書を出しております。意見書の最後です。今、日本では週に1人の子どもが虐待で亡くなっています。そのうちの半分はゼロ歳なんですね。このゼロ歳で虐待で殺される子どもたちの多くがゼロ歳、ゼロ日で亡くなっています。つまり、遺棄で亡くなっています。山に捨てられたり、川に捨てられたりという状況です。これは社会的孤立や精神障害、あるいは貧困等の複合的な理由で母親が非常に苦しい状態になって、ある種、望まない妊娠ということでこうした犯罪を起こしてしまうわけですが、これを何とか防止したいというふうに私は常々思っております。

そのために、この妊婦健診は非常に貢献できるツールなのではないかと思っています。すなわち、妊婦健診に来てちょっと課題を抱えていらっしゃるなど思った方々を見相とつないだり、適切な機関とつないだりということだけでなく、妊婦健診に本来だったら来るべきはずの人が来ていないという状況を知ることができたならば、その方に個別にアウトリーチして、そして何らかの機関につないでいていただければ、適切なケアを行うことができるのではなかろうかと思うのです。

もちろん、全く最初から来なかったら把握も何もできないとは思いますが、例えば母子手帳だけは取ったが妊婦健診に来ていないとか、そういったことに関しては何らかフォローはできるのではないかと思います。ですから、来た人を健診しますよという「待ちの妊婦健診」の姿勢から、虐待予防という観点も取り入れた攻めの妊婦健診に変えていただけるようなアイデアをぜひ盛り込んでいただきたいと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、小室委員お願いいたします。

○小室委員 ワーク・ライフバランスの小室です。ありがとうございます。

1点目は、事業所内保育所についてです。どのページがということではないのですが、この事業所内保育所についての発信をもう少ししていただきたいということです。何かが決定してからだと企業は予算を確保するのに間に合わないということがありまして、私はいろいろな企業さんとお話をしていると、最近この事業所内保育所の議論がもう一度出てきているという流れがあります。ですが、かなり前から予算を確保しないと企業は動けないということがあって、そこにちょっとだけ小規模でもつくれるようになるらしいですよという情報が入っただけで、頓挫していた議論がぐんと進むということを今いろいろな企業さんで拝見しています。なので、完全に決定する前の情報というものを積極的に企業に対して出していきたいと思っています。

それで、その情報を予告で出していくときに、ホームページにこの資料はいろいろアップされていたりするのですが、企業という観点から見たときにまとまっているものがないというところがあって、企業という観点から見ると以前はどうだったのが今後どうなるかというものができればA4で2枚くらいでぱっと見られて、事業所内保育所のつくるハードルは下がるのだということがわかるような情報を前倒しで出していきたいと思っています。そうしないと、実際にさあつくってくださいというタイミングのときには全然議論が間に合わないの、使うところが出てこないということになりかねないと思っています。それが1点目です。

2点目が資料2-5になりますが、延長保育の3ページ目です。先ほどからいろいろな委員からもありますけれども、ワークライフバランスの推進についてということで一番下に※印で赤い文字で書いてあるところです。この文言を入れることに関してはとてもよいと思っているのですが、若干回答になっていないところがあるかと思っています。

この議論は、今は延長保育についての話をしているわけなので、休業が取りやすくなるということだけであると、休業の制度を拡充するというようなところはしっかり見ていきますという話だけだと、労働時間ということがもう少しここに書かれていないと延長保育がそもそも必要のないような働き方になっていくように見ていきますというところがなかなか見えない。

短時間勤務というのはもちろん取ればいいんですけども、フルタイムになって戻ってからも非常に長く、まだまだ保育園とのおつき合いも続きますので、短時間勤務を取得している方以外の通常のフルタイムの方たちの労働時間というようなことに関してもしっかりと働きかけをしていきますよということが、実際にはこの次世代育成支援対策推進法の中に入ってくると思うんですけども、それがもっとわかりやすい形でここに書かれていないと、この延長保育ということに関しての回答にはなっていないのではないかと思います。以上です。ありがとうございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、榊原委員お願いします。

○榊原委員 ありがとうございます。ここまで丁寧に取りまとめていただいて、政府の皆さんの御苦勞に感謝します。基本的に、ここまでまとめていただいたことに私も賛意を表したいと思います。

ただ、ここまでの議論できちんと検討を尽くせなかったことなど、残る課題も明確になっていると認識しています。なので、この取りまとめは取りまとめで自治体のほうで速やかに事業の計画を進めていかなければならないし、していただきたいので、取りまとめていただく上で、政府では検討をさらにしていただく課題があるということについて触れさせていただきます。

1点目、奥山委員、葛西委員、駒崎委員がお触れになった妊娠期の支援のあり方についてです。先ほど御説明がありましたように、政府でも26年度から妊娠・出産包括支援モデル事業など、一層の取り組みをしようという動きを見せてくださっていることに大変感謝いたします。

ただ、3人の委員が御指摘なさったように、育児不安のスタートである妊娠期、かつ家族ぐるみでいろいろなケアをしなければいけないのにそういった体系になっていないシステムの不備、または駒崎委員が御指摘になったように、実は虐待の面もそこにあるといった多様な現代的な観点からの母子保健のあり方の全体的な見直しということが必要になっていると思います。新制度の議論の中では尽くせなかった、この点について政府の中で引き続ききちんとした検討をしていただきたい。

かつ、今回は各事業の連携が必要であると書いていただきました。それもそのとおりなんですけれども、例えば困難家庭の対応をしてきた児童相談所の所長の方たちの話を聞くと、事業をつなぎ合わせる連携だけでは不足だ。全体の再設計も必要ではないかというような指摘を伺います。そういった意味で社会的擁護との連携、見直しもセットで、または実家が里帰りを受けていたような妊娠・出産期の支援ができなくなっているところも踏まえて、実家機能の社会化といったような視点も含めて、一体この段階でどういった支援を国レベルで提供していくことが必要なのか、きちんと検討し、対応していただきたいということが1点です。

2点目が、ワークライフバランスです。例えば、この会議の中でも北條委員を初め何人かの方が何度も御指摘されてきました。ワークライフバランスが、つまり子育て中の取り分け立場の弱い、若い親たちの働き方が現状のままではどれだけ子育て支援を拡充しても子どもたちの利益を守ることができない。その点についての議論を尽くせていないと思います。

ただ、それは次世代育成法の延長も措置していただいたように、いろいろな制度の中で全体的に進めていくべきことであると認識しています。ここでも議論をさらにできることはしていく必要もありますし、そういった全体の法体系の中でも現状の課題をきちんと洗い出して、進めていくべきことをきちんと進めていくということも合わせて要求したいと思います。

3つ目です。尾崎委員が御指摘なさったように、この新制度の前と後に足りないところがある。ライフステージ全般で支えていくような体系が必要ではないかという御指摘に賛成です。つまり、社会保障制度の中で子どもの妊娠期から自立までの支えをどう再設計していくのかという観点からの検討も必要である。これは、新制度の枠を超えたことであるので、政府のほうで引き続ききちんと検討していくことを要求したいと思いますし、それこそが少子

化対策につながるという点でも同じ思いでいます。

それから、4つ目です。資料2-6の多様な主体の参入促進事業の最後の対応方針に書いていただいているところにちょっと触れる点でもあるのですが、今後、保育や幼児教育の担い手にはこれまで以上に多様な方たちが入って、一緒に豊かなサービス体系をつくっていただきたいというのがこの新制度の趣旨であるわけなので、従来のような非常に公的な福祉の世界であったところが準マーケット的な要素、色彩を強めていくということを認識しなければならない。そのときに、自治体が果たしていただくべき責任をどう考えるかということだと思います。

その上で、多様な事業主体に入ってきていただいて対応していただく市町村については、ここの対応方針の丸の1つ目のところにあるような、実地の支援であり、相談であり、助言であるといったような関わり方がふさわしいと思いますが、多様な事業主体が入ってきたときに不適切な事態が発生したらどうするのかという観点で不足しているのではないかとこのことを懸念しています。

そういう意味で、基礎自治体ではなく、より高度な専門的な立場から地域の子どもたちの子育て環境をサポートしていく、例えば都道府県などで不定期な調査であるとか、不適切な事業者についての情報提供を受けつけたり、改善指導を行ったり、監視を行ったりというような取り組みを今後もう少し検討していただく必要があるのではないかと考えています。これも、今後の検討課題としてどこかに拾っていただけたらと希望しています。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、佐藤委員をお願いします。

○佐藤委員 全国保育協議会の佐藤です。「一時預かり事業」について意見を申し述べる。

保育園では、日々の保育の中で子どもたちが自分の居場所を見つけ、心身ともに安定した状態で過ごしている。一方「一時預かり事業」は、一時的に保育園等でその日を過ごすことであり、その子どもの心身の安定を図るためには、養護的なケアができる専門的な知識やスキルを持つ保育者が必要であると認識している。そのためには、「一時預かり事業」に対応する保育者は保育士で、かつ経験豊かでその都度的確に判断できる人が求められる。

もし保育従事者として研修を受けた人を対象とするのであれば、その研修はより高度な内容の研修としていただきたい。

また、現行の法律上の名称は「一時預かり」となっているが、再度「一時保育」に戻していただきたい。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員よろしくをお願いします。

○高橋委員 ありがとうございます。日本労働組合総連合会の高橋でございます。

本日までの取りまとめに本当に感謝をしております。本日は、私たちからは意見書という形でお示しをしましたのでご覧ください。各委員提出資料の意見書の中の6ページから9ページにわたって、既にこの中にはこれまで述べた内容もありますし、反映していただいている内容もございますが、これまでの意見を踏まえながら本日は6点に絞って意見を申し上げます。

まず資料1の「地域型保育事業について」です。(1)の「事業所内保育事業について」で、意見書の中の6ページの丸の3つ目です。資料1では30ページに記載されている「給食の取扱いについて」となりますが、前回も「社員食堂の活用」については衛生面を中心に本

当に食事の提供が適切に行われる環境にあるか厳重にチェックすべきと申し述べました。家庭でも大人と乳幼児の食器や洗剤を分けて洗っているような実態もありますし、アレルギーなど個別対応が必要になれば細かい配慮が適切に行われなければならないと思います。そういった環境がきちんとあるかということも厳重にチェックしていくべきだと思います。それが1点目でございます。

2点目は、資料の12ページです。「事業所内保育事業」の保育従事者の関係についてです。定員19名以下の場合は小規模保育事業（A型・B型）と整合性というところから同様と示してあります。保育士の配置状況に応じてこれからの議論になろうかと思いますが、法定価格上、明確に差を設けるべきと考えます。

それから、資料の68ページです。居宅訪問型保育事業については、先ほどの御説明の中で労働基準法との関係はこれから引き続きの検討されるとありましたので、私どもの意見としましては、保育者に対する休憩時間の適用については、当然、労働基準法を遵守すべきと考えます。

それから、「地域子ども・子育て支援事業について」、資料番号が前後しますけれども、資料2-7です。「放課後児童クラブについて」については12月16日に開催した部会の中で報告書の最終案を御説明していただいております。その上で意見書の7ページの上から丸の3つ目に示してございますように「施設・設備」に関して、「専用室・専用スペースの面積：児童1人当たり、おおむね1.65㎡以上」とありました。これについては子どもの成長を考慮しながら今後も改善努力を続けるべきだと意見として示しています。

それから、資料2-1の利用者支援事業でございます。意見書の中の7ページの（2）の1つ目の丸に示してございますが、資料の番号では2-1の3ページのところです。先ほど、行政の役割ということや、行政が地域連携の機能を果たすことを前提とするとの御説明がございました。これについては、前回も私どもとしてはさまざまな形態を幅広く認めるべきとの発言をしました。

その上で、その部分の1つ目の丸の5行目からです。後段になりますが、自治体においてもさまざまな総合的な子育て支援を行っているという実態は私たちも受けとめておりますし、同様の趣旨の発言をしました。その上で、自治体に限らず、「地域子育て支援拠点事業」や児童館等で悩み相談を受けつけていたり、情報の提供をするケースもありますので、法律上の要件を満たすことを前提にさまざまな形態を幅広く認めるべきだと考えます。

最後の6点目は、資料の2-6、「多様な主体の参入促進事業について」でございます。これも前回申し述べましたが、意見書では7ページの（3）の丸で、資料では2-6の3ページでございます。市町村が設ける「非常勤職員等による支援チーム」によってさまざまな支援をしていくと書いてございます。

これについては、私どもとしてはもちろん支援ということは重要ですが、一方で助言ということも踏まえながら、あるいは指導を行う、規制をする観点での指導を行わねばならないケースもあると想定されます。したがって、非常勤職員等という規定をここで特出しすべきではなく、最終的な責任の所在を明確にした上で、保育を初めとする幅広い分野での専門性と十分な権限を備えたメンバー編成をすべきだと考えます。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、渡邊委員どうぞ。

○渡邊委員 自治体の立場から、評価をするという意味で意見を申し上げたいと思います。

今ほど資料1の地域型保育事業、そして資料2-1から7までのそれぞれの事業についていろいろと議論がされてきたわけですが、今日最終的な取りまとめをしていきたいという事務方からの意向も示されております。実際に27年4月から事業を制度に基づいて開始する私どもの立場からしますと、年明け早々、今でもそうですけれども、いろいろな形で準備をしている段階であります。

特に新年度に入りますと、子ども・子育て新システムは電算化のシステムとか、いろいろな形での取り組みが必要になってきます。そして、初めてニーズ調査をやったり事業計画をつくったりというような作業が出てくるわけでありまして。そういうことを前提としていくときに、これまでさまざまな形で、またそれぞれの立場から意見を聞いて、懇切丁寧に議論を重ねて、そしてこれまでまとめてくれたことに対し、評価をし、賛意を申し上げておきたいと思っております。

そして、今日いろいろな御意見をいただいている委員の皆さん方もそうですけれども、やはり最後になると事業主体となる我々市町村の責務というのは物すごく大きくなるわけです。そして、事業者と市町村、自治体の間でお互いに信頼関係がきちんと構築されていかないと、せっかく制度化されたとしても生かされた制度にならないわけです。

そういう立場に立って、特に新たにシステム化されてきた制度として地域型保育事業や13事業なども拡充されているわけでありまして、今日改めて意見を踏まえた対処方針も含めて、中山間地を持ったり、または平場の町村、人口規模の小さいところも多々ありますので、地域の実態も相当違いはあるのですけれども、それを超えて賛意を示して取りまとめには賛成していきたいと思っております。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、北條委員お願いいたします。

○北條委員 全日本私立幼稚園連合会の北條でございます。

第1回の会議の折に、私どもとしては子ども・子育て支援法、または認定こども園法の一部改正とともに、前政権下で成立した法律でありますけれども、多々問題点がある。法律自体に問題点があるということを申し上げてまいりましたし、その観点からの意見も申し上げてまいりました。

しかし、法律改正を伴うということは時間を要することでありまして。そういう乱暴な意見は言うなという他の委員からの御指導もあったわけでございまして、私どもとしても現在成立している法律のもとでどう考えていくかということも当然考えていかなければならない。

その上で1つ懸念いたしますことは、このたびの検討が直近に控えております幼児人口、あるいは我が国の人口総体の急減、とりわけ乳幼児の人口の急減というものを間近に控えている。その時点で今こういうことをやっているわけでありましてけれども、その急減対策という観点がないということに大変懸念を持っております。そのことを1つ指摘させていただきます。

その上で、ただいま御説明のありました地域型保育事業並びに地域子ども・子育て支援事業についての取りまとめについては私どもとしても賛成をいたしたいと存じます。

ただ、2つ目の地域子ども・子育て支援事業については、一時預かり事業並びに病児保育事業、延長保育事業について今までいろいろと御意見を申してまいりましたので、改めて確認の意味で指摘をさせていただきたいと思っております。

一時預かり事業でありますけれども、幼稚園型というものが設置される。それで、施設型

給付の対象とすべきだというのが私どもの基本的なお願いであります。これは法改正を要するということになりますので、そういうことでこのような仕組みをお考えいただいたということについては一定の評価をいたしたいと思っております。

その上で、2号認定を受けて保育所で保育を受けるお子さんがおられて、同じ立場で就労していて幼稚園で教育を受け、預かり保育を受けるというお子さんが相当数いらっしゃるわけですね。この1号認定プラス幼稚園型の一時預かり保育事業という形と、2号認定のお子さんとの間に不公平が生じないような仕組みを、具体的な制度設計においてはしっかりと御検討いただきたい。これが、一時預かり事業についてのお願いでございます。

次に、病児保育と延長保育事業でありますけれども、病児保育事業については青字で、それから延長保育事業についてはなぜか赤字で、どう違うのかわからないんですけれども、同じことを記載していただきました。従来からワークライフバランスの実現ということと同時並行的に進めるべきことだと申し上げてきた点からいけば、このような書き込みをしていただいたことは大変ありがたいと思っております。先ほど小室委員のほうがこの赤字のほうについて意見を申されましたけれども、あの意見は私はもっともだと思っております。

それから、延長保育事業について資料2-5でありますけれども、2ページのところに一般人にはなかなかわからない部分があります。「基本分」のところの1行目に、「11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図る事業」という書き方がされております。何を言っているのかわからないのですけれども、いろいろ承るところによると、現在保育所では8時間の保育が標準ということになっているが、開所時間が11時間あるから、せっかく開所して保育士も配置しているんだから保育をしてもいいじゃないかということで実質11時間保育が行われている。それで、その8時間を超える11時間までの分については給付が行われていない。これが保育所の先生方の大きな御不満だということは何っておるところであります。そのことと現行制度という青い部分ですね。「基本分(民間保育所)1か所当たり年額456万9,000円」、これはその給付ではないのですか。そのことについて御説明をいただきたいと思っております。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、宮下委員お願いいたします。

○宮下委員 ありがとうございます。全国幼児教育研究協会の宮下です。

まず、2-3の一時預かり事業の中に幼稚園型として位置づけていただきましたことに対しては感謝しております。現在、私立幼稚園においても多くの園が預かり保育を実施しており、子育て支援の一助となっていると思っております。各幼稚園で今、行っております預かり保育の実態を考慮した上で、今後現場が混乱することのない移行を望みます。それが1つ目です。

2つ目としては延長保育事業ですが、先ほど北條先生からもお話がありましたように、3ページの※印に書かれている内容はワークライフバランスを推進する上でとても重要なことだと考えております。したがって、これらに関する法改正が実現できることを望んでいます。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、山口委員お願いします。

○山口委員 一般社団法人日本こども育成協議会の山口でございます。私のほうから、1点質問させていただきます。

資料2-4の病児保育事業の8ページでございますが、冒頭事務局のほうから補助方法の現行規定の内容について御説明いただきました。ありがとうございます。その内容としては、この積算方法について御回答いただいたと認識しておりますが、事業費・研修事務費から利用者負担額を引いた金額というふうに御説明いただきました。それがこの671万1,000円ということだと思っておりますが、これは結果として671万1,000円だという認識でいいのでしょうか。

例えば、その事業費の総額が1億かかったとします。それに対して利用者の負担費が9,000万だとしたら、そのときの差し引きが1,000万になりますが、この算定方法が現行規定ということなのか。そういう認識でよろしいのでしょうか。この1点のみでございます。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員をお願いします。

○吉田委員 ファザーリング・ジャパンの吉田です。

まず、資料1の53ページの事業所内保育所の地域枠の件ですが、地域枠が一定程度設けられたということは利用者にとっては選択肢が増えるということですので評価したいと思えます。

次いで68ページですが、これについては居宅訪問型のところですが、労働基準法との関係で今後検討されるということですのでけれども、できればその検討過程についてこの場で報告いただければうれしいです。検討が終わってこうなりましたよというよりは、今どういう課題があって、どういう方向性でという話をこの場でされるといいんじゃないかと思えますので、検討いただければと思います。

次いで、資料2-2の妊婦健診のところですが、これも各委員からお話があったところではありますが、それに沿う形ではありますが、これはあくまでも身体上の健診にとどまっているということで、せっかく14回ならば14回通院をしてくれるという状況の中で、やはりメンタル的な問題も当然支援をしていくべきじゃないかと思えます。場合によっては産後うつの問題、駒崎委員がおっしゃったように児童虐待の問題もありますし、DVの問題などもあります。

こういった問題は、父親の関わり方がどの程度なのかということも事前に知ることが重要です。そういう観点からも場合によってはそこから児童相談所につながりという場合もありますし、保健センターとつながりということも可能性としてはできると思えますので、そういう連携を含めて内容を検討していただければと思います。

続いて、資料2の3と4のところですが、これは皆さんから御意見があったところと同じですが、病児保育と延長保育についてワークライフバランスの文言が入ったということは評価したいと思います。

ただ、やはりここに限った問題ではありませんので、やはり労働基準法を筆頭に労働法制の抜本的な改革が不可欠だと考えます。当然それはこの場では議論できないと思えますが、もっと鳥瞰的な高いところから見ていくと、やはりそこは非常に不可欠な問題です。

ただ、やはりそちら側の動きが鈍い中で、その受け皿をしっかりとつくっていくことが重要であり、利用者としては今、必要な問題となりますので、それを話し合っていくのがこの子ども・子育て会議という場になっていくと思えます。そのためには病児保育、延長保育をしっかりと充実させていくことによって、利用者が安心して働くことができる環境をつくっていくためにはやはり必要かと思えます。

これは尾崎委員もおっしゃいましたが、このままで行くと、2000年代半ばには高齢者1に

対して支える世代1になるという試算があります。これはあくまでも試算にすぎないわけで、それを変えていけるのはこの世代だと私は信じていますので、今後もそこをしっかりとこの場で議論できればいいかと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

幾つか御質問がありましたのでお願いします。

○橋本保育課長 それでは、御質問いただきました点について今、御回答できる点につきまして回答させていただきたいと思います。

まず奥山委員のほうから、5年といわず毎年度普及状況のチェックをとというお話をいただいたかと思います。私どもとしても事業の進捗状況というものをきちんと把握させていただきまして、また子ども・子育て会議の中でいろいろな形で御議論いただければと思っておりますのでよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それから、駒崎委員のほうから要綱等の段階でのシェアをさせていただきたいというお話があったかと思ひます。この先の子ども・子育て会議の運営をどういった形であるか、まだ十分な打ち合わせをしているわけではございませんけれども、委員の皆様方からいただいた御意見をどのような形で整理をし、それを形にしていくかというところを、透明感を持って議論いただくということは重要だと思ひますので、いただいた御意見を十分に踏まえる形で今後の進め方についてまた検討させていただければと思ひます。

それから、小室委員のほうから事業所内保育につきましても発信と申しますか、PRをもっとさせていただきたいというお話をいただきました。A4の2枚くらいでうまく資料がつかれるかはまた頭を悩ませなければいけません、いろいろ工夫しながら周知に努めてまいりたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

それから、北條委員のほうから延長保育の事業の中身についての説明をしていただきたいというお話があったかと思ひます。延長保育の事業につきましては、ここにありますように基本分という事業と加算分という事業に分かれております。それで、保育所の現行制度におきます11時間の開所への対応ということでございますが、もともとゼロ歳について3対1ですとか、1～2歳について6対1ですとか、そういった配置基準があるわけでございますが、こういった各年齢に応じた配置基準により常勤保育士を配置できるような人件費を基本的にこの保育所運営費の中で対応しているわけでございますが、後ほど保育の認定の関係でも出てまいりますさまざまな就労時間の実態、ずれ、あるいは通勤時間等々を考慮いたしまして11時間の開所ができるような措置ということで幾つかの措置を講じているものの一つがこの基本分の部分でございます。

運営費の本体の中におきまして保育士の休憩時間を確保するという意味合いとともに、長時間開所に対応するという意味合いも合わせまして、今、休憩保育士というふうに呼んでおりますけれども、1人分の人件費を追加配置できるように運営費の中で対応しているということが1つです。

それから、もう一つがこの延長保育の基本分の対応でございます、延長保育を実施する保育所におきまして開所時間の始期ないし終期、それぞれの前後の時間帯で保育需要に対応できるようにということで、11時間の開所時間の内側のところで保育士を追加配置できるように、その人件費について延長保育促進事業費ということで対応しているわけでございます。

この11時間の開所時間は、外のほうに出た部分につきましては延長保育の加算分という形で時間に応じた補助を行っているということが今の実態でございます、この基本分という

のはその11時間の内側の部分の補助費ということで御理解いただければと思います。

それから、山口委員のほうから病児保育の事業費について改めて御質問いただきました。先ほど私が申し上げましたような看護師の人件費ですとか、あるいはさまざまな諸経費を足し上げた経費をまず積み上げて、それに対して利用者負担として他の幾つかの種類の事業の利用者負担の単価なども参考にしまして、利用者負担額がその中でどのくらいを占めるのかという部分を計算いたしまして、全体としてかかる経費から利用者負担分として賄う部分のお金を差し引いた残りのお金として、先ほど申し上げたような事業費の補助単価という形で出ている。そういうふうに住組まれているものでございます。

それから、吉田委員のほうから労働基準法の関係の検討状況についてということでお話をいただきました。これは、具体的な検討状況まで立ち入ってお話は差し控えさせていただきたいと思いますが、御承知のとおり、労働基準法34条の中で労働者に対する休憩時間の付与という義務があるわけですが、一方、幾つかこれについての例外規定がございまして、この法律の40条に基づきまして厚生労働省令の中で施行規則の31条、32条、33条の中で一斉休憩の例外ですとか、休憩規定の適用除外ですとか、あるいは休憩自由利用の例外ですとか、こういった幾つかの例外がございまして。

それぞれの事業の特性に応じてということになります。この居宅訪問型事業の場合におきまして、これまでどういった場合を念頭に置くのかということで幾つか個別ケアが必要なケースですとか、あるいは深夜の利用が必要なケースですとか、離島僻地の利用が必要なケースですとか、そういったものを挙げてきたと思いますが、そういった事情の中でなかなか代替要員の確保がそう簡単ではないという点が一つの事業の特性として挙げられるかと思えます。

こういった点を考慮したときに、今、申し上げたような幾つかの特例措置などの適用の余地がないのかといった点につきまして、関係部局のほうと今、議論をしている状況でございます。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、次の議題にいくのでありますけれども、実をいうと時間が相当に押してきております。しかし、何人かの委員から御発言がありましたように、ある程度めどをつけないと基礎自治体等の議論に差し支えもありますので、できる限り御協力いただいて簡潔に御発言、御説明をお願いしたいと存じます。

それでは、確認制度について御説明をお願いいたします。

○橋本保育課長 それでは、資料3についてなるべく簡潔に御説明させていただければと思います。

これまで、確認制度につきまして部会と親会議のほうで分かれて議論していただいておりますけれども、全体を通しましてこれまでの御議論の積み重ねをなぞらせていただいております。

本日お配りしました資料の中で若干書き加えた点で申し上げますと、22ページにちょっと飛んでいただいて恐縮でございますが、情報公表の取り扱いの関係がございまして、この後の議題でございます。幼保連携型認定こども園の基準の議論の中で、本来の基準に対しまして移行特例というものを設ける方向で検討が進められているかと思えますが、こういった移行特例を適用した施設については、その特例が適用されているということを確認に利用者にわかるように表示をするということで、こここのところに加えたものでござ

います。

それから、その旨は27ページのところにも書き加えてございますが、趣旨は同じでございます。

それから、30ページ以下は運営基準の関係でございます。運営基準の関係につきましても前回、前々回にお出しをさせていただきました書き方をおおむねなぞるような形で記述をさせていただいているところでございます。

それで、この中で前々回でございますけれども、42ページで個人情報の関係におきまして葛西委員のほうから、個人情報保護についての法的枠組みはどうなっているのかといった御質問をいただいたかと思えます。これにつきまして少し御説明いたしますと、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法という法律がございます。この法律によりまして、5,000人分を超える個人情報を事業活動に利用している者の場合には個人情報取扱事業者という取り扱いがなされまして、利用目的による制限ですとか、あるいは第三者提供の制限など、幾つか特別の義務を課されております。

例えば医療機関などを想定いたしますと、入院あるいは外来を多数の患者が利用するわけでございます。そういった場合にはこれに該当するケースが多いというふうに考えられますし、また国におきましてガイドラインなども定められているところでございます。

保育所や幼稚園などを想定いたしますと、この5,000人という規模に該当するものはなかなか通常ではなかろうと思っておりますが、ただ、人数とは関わりなく個人情報を適切に管理するということは当然子育ての分野でも重要でございますので、今般のこの子ども・子育て支援法に基づく運営基準の中で遵守すべき事項という形で規定をいたしまして、仮にこれに違反した場合には指導監督の対象にするという形の枠組みをここで設定したいという趣旨で提案させていただいているということでございます。

続きまして、43ページでございますが、事故発生時の対応等につきまして記述をしてございます。これにつきましては、運営基準の中に規定する事項と合わせまして、今後行政の取り組みのあり方としてどうするかということをいろいろ検討する必要がありますので、赤字で書き加えてございますような重大な事故の範囲をどうするかという検討ですとか、あるいはこういった行政の取り組みのあり方全体につきまして、先ほど指導監督のあり方などについても宿題としていただいたわけでございますけれども、こういったことを速やかに検討していくということをここに書き加えさせていただいたものでございます。

なお、この点につきまして清原委員のほうから、この事故発生時の対応としまして、事故が発生したときに保護者あるいは市町村に対する速やかな報告というふうにして書いてある市町村の役割とは何であろうかといったことで御質問いただいたかと思えます。ここで定めます運営基準というのは、子ども・子育て支援法の給付対象として確認ということを受けた施設ないし事業者が遵守すべき基準でございますので、万一、重大な事故が発生した場合の報告先をここで市町村としておりますのは、確認権者という立場での市町村ということになってまいります。したがって、確認権者のほうで状況を把握する中で、仮に認可基準への違反が疑われるようなケースが出てくるような場合には、認可権者のほうに通知をするということが子ども・子育て支援法の39条第2項の中で定められております。

したがって、保育所や幼稚園の場合につきましては指定都市等の大都市特例はございますが、基本的には都道府県が認可権者になっております。ですので、こちらの都道府県のほうに通知をいたしまして、市町村のほうと共同で指導監督に当たるということが想定され

ますし、また地域型保育事業の場合には市町村が確認権者であると同時に認可権者でもございます。したがって、市町村のほうで責任を持ってそれに対処するという関わり方になってまいるかと思っております。

ただ、保育の場合などを想定いたしますと、市町村は保育の実施者という立場にもあるわけがございます。したがって、事故の状況把握その他行政の関わり方につきましてはいろいろな立場がございますので十分な検討が必要と考えております。別途、速やかに検討させていただきたいと思っております。

それから、45ページのほうにいきまして苦情処理の関係についての記述がございます。これも前回、清原委員のほうから、苦情受付窓口はどの主体が設けるのかという御質問をいただいたかと思っております。これにつきましては、苦情受付窓口を設けるのは施設ないしは事業者ということになります。市町村のほうでは、確認制度に基づく指導監督を行う権限を有しておりますので、指導監督に当たりまして、例えば苦情対応の状況等を市町村が把握する上で施設や事業者のほうに資料の提出その他の必要な協力を求めるという場面も考えられますし、または対応が不適切というふうに判断される場合には改善を求めるということも考えられるわけございまして、そういったことを含めてこの中に記載をさせていただいているということでございます。

それから、47ページにまいりまして撤退時のルールということでここに書かせていただいているところでございます。これにつきましても「主なご意見」のところに書いてございますように、残余財産の取り扱いにつきまして高橋委員のほうから御質問をいただいたところでございます。これにつきましては、それぞれのいろいろな設置主体がございますので、それぞれの法人類型に応じて法律で定められた処理がなされるということが予定されております。

例えば社会福祉法人で申し上げれば、社会福祉法第47条の中で、定款の定めるところによりその帰属すべきものに帰属する。これにより処分されない財産は国庫に帰属するという規定がございます。また、学校法人の場合にも私立学校法第51条の中で同様の規定がございます。また、医療法人につきましても医療法第56条の中で同様の規定がございます。

一方、株式会社の場合には会社法第504条の中で株主がその帰属者ということになってございます。こういったそれぞれの法律で定められた処理がなされるということが予定されているところでございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見、御質問のある委員の方、挙手をお願いしたいと思います。

では、今度はこちら側からということで宮下委員どうぞ。

○宮下委員 ありがとうございます。

46ページの「会計の区分」でございますけれども、私学助成を受ける私立幼稚園については現在法律上、公認会計士、または監査法人による監査が求められており、ほとんどの私立幼稚園が実施しています。新制度においてはさまざまな施設が公金を扱うこととなりますが、適正な運営を確保するためにも確認基準として公認会計士等による監査を義務づけるべきだと考えています。

ただ、これが困難である場合には、適正な会計経理運営を担保するためにも、公認会計士

等による監査を実施した場合には、公定価格の中で必要経費の加算を行うなどの対応をぜひ行ってほしいと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、北條委員お願いします。

○北條委員 ありがとうございます。

確認制度については取りまとめの方向で結構だと思いますが、条件があるという言い過ぎになりますけれども、御検討いただきたい点が幾つかあります。

まず、2ページの参考認定区分のところで毎回のよう意見を申し上げて恐縮でございますが、これについては全く納得できないところであります。大変これはおかしい規定だと思います。誰が見てもこれはおかしいと考えております。おかしさの理由はさんざん申しましたので、もう申し上げません。

それから、33ページの「応諾義務」であります。ぜひこれは運用の詳細を御検討するに当たっては留意していただきたいと思うのですが、前々回強く主張いたしました、私立幼稚園は直接契約であります。その私立学校としての特性を踏まえるならば、行政が必要以上に介入することはあってはならないはずであります。したがって、正当な理由に当たるかどうかは今後の運用上の取り扱いというもので踏まえていただきたいわけですが、各園が判断する。行政介入ではなく、契約関係での解決を基本とするということにしていきたいと思っております。

また、38ページは上乗せ徴収の部分でございます。これも、私立学校である以上は上乗せ徴収、要するに基本的には自らの学校の納付金については自らが決定するというのが当たり前の原則でありますから、上乗せ徴収についても柔軟な取り扱いをお願いしたいと思っております。これも前々回でありましたけれども、この応諾義務のところではいろいろ私は発言いたしました折、他の委員から福祉事業に参入する以上、応諾義務がかかるのは当たり前だという御指摘をいただきました。そのこと自体は、私もごもつともだと思います。

そこで、今、改めて申し上げているのは私立学校、私立幼稚園にかかる部分については応諾義務、それから上乗せ徴収については柔軟に取り扱っていただきたいということです。

最後に、宮下委員と同じであります。監査法人、あるいは公認会計士監査、これは当たり前であります。やらないほうがおかしいのですから、これはぜひやってください。主な意見のところに出すだけではなくて、ぜひ対応方針の中に書き込んでいただきたい。これに反対する国民はいないと思いますので、よろしく願いいたします。以上です

○無藤会長 ありがとうございます。

では、次は溜川委員お願いします。

○溜川委員 全国認定子ども園連絡協議会の溜川でございます。

1つでございます。今、出ました監査の件でございますが、公認会計士さんによる監査について私どもも反対するものではございませんが、しかしながら、市町村が通常、現在保育所等に行っている指導検査がございます。このようなものとの頻度について御配慮いただけるような工夫をお願いしたいと考えています。

これまで認定子ども園をやってきました、運営上、我々の仲間から課題として出されたものとして一番は会計の取り扱いでございました。要は、今回出ているような法人種別による会計といったものを私どもは支持するものでございますが、こういったことを求め続けてきたわけでございます。

もう一つは、こういった監査に関係することでございます。これが、幼稚園であれば公認会計士、そして保育所部分では指導検査ということで、同じようなことを年に複数やらなければならない。なおかつ、自治体さんが認可権者が違いますとそれぞれのものがまたそこに加わってくるということがございます。したがって、この一体化に伴う新制度の中でこれについて整理整頓していただきまして、事業者がいたずらな時間を監査業務にかけなくても済むように、当然ながら通常の業務をしていればいいということが建前でしょうが、現実問題としてはたくさんの仕事がございます。

したがって、それが簡潔といいますか、整理されて、そして例えば公認会計士さんの検査を受けているならば、指導検査は2年に1回でいいとか、3年に1回でいいとか、そういったものを市町村にお任せいただく。市町村さんはそれぞれ抱えている保育施設等の数や規模が違っていたり、いろいろと実情が違うと思いますので、そこに権限を委ねていただき、地域でその回数等は配慮できるような形をお願いしたいと考えております。

なお、応諾義務や上乗せ徴収については公定価格の中でまたお話する機会をいただければと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、高橋委員お願いします。

○高橋委員 ありがとうございます。日本労働組合総連合会の高橋でございます。

先ほど、前回子どもが残余財産について自治体に返還させるべきではないかということはどう考えていらっしゃるかとこの質問に対してお答えをいただきました。そのことは十分に理解をしているわけですが、いっその確認制度については公費という委託費を支払うことになるわけですから、そのことについて十分それを確認し、それを尊重した上での残余財産ということはあつてしかるべきではないかということで意見を申し述べた次第でございます。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、清原委員お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。

確認制度についても本当に成熟した内容になっていると思いますし、特に22ページのところで改めまして移行特例を適用した施設については「移行特例の適用状況を明確に情報公表する」というのは大変大切な点だと思います。

あと1点、改めて、繰り返しになりますが、申し上げます。34ページの「応諾義務」のところでございます。まず、33ページの「対応方針（案）」の丸の3つ目に、「利用申込みに対して、施設・事業者が自ら適切な教育・保育を提供することが困難であるとして、「正当な理由」に該当する場合、他の適切な施設・事業者への連絡又は当該施設・事業の紹介、市町村によるあっせんの要請等、必要な措置を講じなくてはならないこととする」とあります。

私が心配しておりますのは、障害のある児童や、あるいは何らかの特別な事情で被虐待の状況があるような児童が阻害されてはいけませんので、こうした場合、市町村がしっかりと対応していきたいと思っておりますので、きちんと要請をしていくということは極めて重要だと思っております。

合わせて、今回改めまして34ページの「対応方針（案）」の○の2つ目に「特別な支援が必要な子どもの体制が整っている施設の場合、特別な支援が必要な子どもを優先的に選考できる」。つまり、定員に比べて申し込み者が多い場合、あえて特別な支援が必要な子どもに

については優先的にと書いていただいているということはとても意味があると思います。

「参考」に加えていただきましたように、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」におきまして、障害児、特別な支援が必要な子どもの教育・保育ということについては明確な対応を方針として示しているわけでございます。したがって、このところを改めて想起しながら、この部分を充実するということが重要だと思えます。

なお、障害児につきましてはどうしてもその制度の狭間の中で見えにくくなっている点があり、渡邊町長も繰り返し、繰り返し指摘をしてくださっているところなのですが、私たちとしてもこの子ども・子育て支援の計画と同時進行で、障害者に関する計画についてもつくる段階を迎えています。したがって、障害者の政策の中にもできる限り障害児に対する対応を入れるように全国市長会としても求めているのですが、合わせて、このような部分にも心を込めて、特別な支援を必要とする障害児について、改めて書いていただくということは重要だと思えます。

あえて申し上げれば、障害のあるお子さんについては条件が整っていないので断ることが事業所としてあり得るといっても隠れているのですが、できる限り多くの施設事業者で障害児を受け入れていただくことができるような国の支援が必要な部分だというふうにも認識しています。以上です。よろしくお願ひします。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、葛西委員お願いします。

○葛西委員 日本助産師会の葛西です。

先ほど御説明がありました42ページの「個人情報管理」につきまして、ありがとうございます。次のページの「事故発生の防止、発生時の対応」なのですが、第三者機関ということの御検討を継続してほしいと思えます。先ほど御説明がありました、市町村に速やかな報告を行うということに関しまして、市町村が保育の実施者でもあるというような御説明がございました。

もし当事者というものがいらした場合、第三者機関の関与のほうが非常に楽な場合もあると思えます。また、透明性ということでは事故発生後、報告の後になるのかもしれませんが、第三者機関というものがいいかと思えますので、継続して検討いただければありがたいと思えます。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。あとはございますか。

では、秋田委員お願いします。

○秋田委員 東京大学の秋田です。

確認制度に関しまして、本当に精緻なものにしていただけたことはありがたく思えます。清原委員と同じところですが、33ページの「応諾義務」です。やはりこの制度が全ての子どもにとってきちんと保障されていくためには、対応方針の中にも出ている、特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受け入れ能力・体制との関係等についてきちんと整理をして、運用上の取り扱いとしてどのような形で示していただくのかということをやこの会議等でも示していただきたいと思えます。

その次の34ページのところでもそうですが、特別な支援が必要な子どもを受け入れることは当然のこととして、他の委員からも出ています加配等の裏づけということで、特別な支援を受け入れると同時にセットで必ずその加配がなされるというような裏づけ保障をきちんとしていただきたいと思えます。

また、特別な支援ということでの子ども側のハンディだけではなく、今、本当に切実なのは経済的な格差です。OECD諸国の中でも日本は福祉的補助を受けた上でもまだ格差が最も大きくなっている国ですので、このあたりについての御配慮も今後していただきたいと思えます。

もう一点だけです。44ページですけれども、「評価」について入れていただくことが質を向上させていく上で極めて大事だと思います。44ページの「対応方針(案)」のところで「自己評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して求める方向とする」ということに賛同するのですが、大事なところは自己評価を求めるだけではなく、それに基づく改善ということなのです。

今、自己評価は幼稚園のほうでもやられているわけですが、評価がホームページに公表して終わりで毎年形だけはされているというだけでは質の改善には全くつながらないと思えます。もちろん評価をするというのは第一歩ですけれども、ここで大事なことは、それに評価に基づく改善がどのようになされたかということもきちんと公表される仕組みをつくっていただくことです。

また、その次のところについても「コスト評価については、公定価格において検討」となされていますけれども、学校関係者評価、第三者評価についても受審し、そこについても改善をしていくような方向を財源を確保してシステムとしてつくっていただきたい。それは本日の確認制度からは超えるところかもしれませんが、尾崎委員も言われましたが、やはりこの制度の前と後の、後の部分をどれだけきちんと体制をつくっていくかが確認制度においても必要だと思いますので、さらに今後とも御検討いただきたいと思えます。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、荒木委員どうぞ。

○荒木委員 ありがとうございます。全国国公立幼稚園長会の荒木です。

秋田委員、清原委員と同じように強く感じているところですが、ただいまの33ページの「応諾義務」のところで特別支援教育の視点ということをしつかりと入れていただきたいと思っています。小学校以降のところではインクルーシブ教育システムの構築というような流れができています。

3歳以上の幼児教育の部分ではやはり学校教育のスタートという意味でもそのことを視点の中に入れていただいて、特別支援教育の必要なお子さんの対応を手厚くしていただきたい。そのことは、人がつくということが裏づけになると思えますので、ぜひ御考慮いただければと思います。ありがとうございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

事務局からございますか。お願いいたします。

○橋本保育課長 宮下委員と北條委員のほうから、公認会計士等の外部監査についての御指摘をいただきました。この外部監査の導入ということで社会福祉法人についての情報を申し上げますと、この社会福祉法人全体の話としまして、社会福祉法人のあり方等に関する検討会という会議を厚生労働省のほうに設置しているところでございます。この中におきまして、適正な会計処理を行うための監査のあり方を検討する中で、外部監査につきましても検討するとされておりまして、来年26年の5月ごろに一定の取りまとめがなされる見込みというふうに承知いたしております。

したがって、その取りまとめを踏まえて御指摘の点も含めて対応を検討させていただきます。

きたいと思っております。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、次に3番目のほうにいきたいと思います。先ほどは大変御協力いただいて簡潔な発言をいただいたと思いますが、引き続きよろしく願いいたします。

幼保連携型認定こども園の認可基準につきまして、事務局から御説明をお願いします。

○蝦名幼児教育課長 資料4の「幼保連携型認定こども園の認可基準について」でございます。

1ページおめくりいただきますとインデックスがございます。前回同様の構成にしてございますが、まず2ページから38ページまでが新設、全く何もないところからこの幼保連携型認定こども園をつくる場合の基準のあり方です。それから、39ページ以降が既存の幼稚園や保育所を足がかりにして幼保連携型認定こども園にいわば移行していくような場合の特例の考え方ということでございます。

まず、新設基準につきましては2ページ以降でございます。赤字で前回いただきました御意見を追加しているところがございまして、少しページが飛びますが、7ページ以降に「園長等の資格」という論点がございます。

さらに1ページおめくりをいただきまして9ページをご覧くださいますと、前回の会議の際にさまざまな御意見を頂戴したところでございます。基本的に幼稚園教諭の免許状、保育士資格の両方をお持ちいただくこと、ただし同等の資質がある場合にはそのような資質でもって園長等になることは可能というような案を御提示申し上げましたが、免許資格を持っていることの重要性ということがもう少し強調されてもいいのではないかと。あるいは、「同等の資質」というものがやはり必要ではないかといった両面からの御意見を頂戴したところでございます。

これを受けまして、今回の「対応方針案」におきましては9ページで赤字になっている部分を追記させていただいてございます。「国は、園長研修の実施体制を検討するとともに、すでに施行されている免許・資格の併有促進の特例制度」、これは新制度がスタートしてから5年間の特例制度でございますが、これによる取得の促進というようなこと、この仕組みの活用や免許・資格を併有するための環境整備に努めるというような一文を加えさせていただいてございます。

それから、その次の10ページに「その他の職員の配置」ということで、前回も幾つか御意見を頂戴したところでございます。特に枠囲いの「対応方針案」の中で、赤字で必ず置かなければいけない職員以外の取り扱いとして、置くように努めるという職員などの価格の上での取り扱いについては公定価格の議論において検討が必要であろうということを付記させていただいてございます。

それから、1ページおめくりいただきまして12ページ以降が「設備」の関係、ハードの関係の基準でございます。ここにつきまして、前回さまざまに御議論いただいたことを踏まえまして内容の修正をいたしているところがございます。

16ページをご覧くださいいただければと思います。15ページ、16ページは新しい幼保連携型認定こども園の園舎の階数、あるいは園舎の中で保育室を置くことができる階数を何階にするかという御議論でございます。

16ページに「対応方針案」をお示ししてございます。これまでの案は保育室等の設置階、2つ目の黒丸のところ、1階の設置を原則としつつ、2階に設置が可能な場合というもの

を考える。その上で、3歳未満の子どもさんに係る乳児室等につきましては3階以上に設置可として、3歳以上の子どもさんの保育室等については3階以上の設置は不可というふうに前回もお示しをさせていただきました。

この3階以上の保育室の設置不可としている主な理由としては、安全性というふうなことに加えて教育上の必要性ということで御説明申し上げたところです。具体的には、園庭を使った教育活動というものが現在、幼稚園というものは極めて重要視されてございます。そうした教育活動を引き続き行っていくためには、園庭に出やすいところに保育室がなければならぬだろうということで、3階以上の設置は不可というふうに申し上げてございましたが、前回、委員のほうから例えばルーフバルコニー、あるいは屋上にペントハウスのような形で園舎が建っているようなケースで、したがって形式的には3階以上になるような場合であっても園庭への出やすさといったような環境が確保されているケースもあるのではないかとというような御意見も頂戴したところでございます。

そうしたところも踏まえまして、そういったものについて一定評価が可能であろうというふうに考えまして、3階以上の設置は不可というところを原則不可とさせていただいた上で、※印の3というところで、「ただし、園庭面積として屋上の面積算入が認められる要件を満たす屋上を有しており、当該屋上が保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に位置している場合は、原則に対する例外的な取扱いとして、満3歳以上の子どもの保育室等についても3階以上の設置を認める」というような方針をお示しさせていただいております。

そこで、園庭面積として屋上の面積算入が認められる要件を21ページに整理してございます。21ページは「運動場等の設置・面積」で、必要な面積をどう確保するかということで、その上で屋上の取り扱いをどうするかという論点でございました。前回お示した「対応方針案」では、「教育的な観点を重視し、必要な面積は、同一敷地内又は隣接する位置で確保することを原則とし、屋上の面積算入は不可とする」ということで、先般お話をいただいたようなケースが存在しているということを前提に、ここを原則不可とするということとさせていただいております。

その上で、※印のところでございますような整理をして御提案をさせていただいてございますが、一般的な屋上と申しますとやはり教育活動に日常的に使うことを前提としているわけでは必ずしもなからうと思っております。建物自体の保守管理のための設備などが置かれているケースが多からうと思っておりますけれども、例えば以下の要件を全て満たすようなケースについては、そうした屋上を基本的にお持ちいただくべき園庭と同一視をしないという原則に対する例外的な取扱いとして屋上の面積の参入を認めるということではいかがか。

①から⑥まででございますが、①から④までは主として安全性にかかわる基準、現在保育所においては屋上の面積算入を可としておりますが、主として安全性に関する事柄でございます。それに加えて⑤番と⑥番は、教育的な観点からこういった条件を満たす場合にはこういったものも地上の園庭と同様に取り扱ってよいのではないかとというような御提案でございます。

⑤としては、「地上の園庭と同様の環境が確保されるとともに、子どもが室内と戸外の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、子ども自らの意志で屋上と行き来できると認められる場合」。

かつ、⑥として「保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に屋上位置

していること」というような条件のもとで、こうしたケースについて例外的に面積算入をするというような取り扱いとしてはいかがか。その場合には、設置階について3階以上についても認めるというようなことでいかがかという御提案でございます。

それから、前回の会議でもさまざまな御意見を頂戴したところで、36ページまで飛んでいただければと思います。⑩番の「健康診断」の部分につきましては、現在幼稚園が年1回、保育所が年2回というようなことでございまして、年1回で何ら支障はないのではないかと。やはり年2回必要だからやっているのではないかとといったようなこと、あるいはそれでは1号の子どもと2号の子どもで分けるかといったようなさまざまな御意見も頂戴をいたしましたけれども、今回幼保連携型認定こども園におきましては、1号認定の子どもと2号認定の子どもで同一の学級編制をすることを基本として運営していることを考えますと、ここで取り扱いを分けるという案はなかなか成立が難しいだろうと考えてございます。

そういった観点から、より水準の高いほうに合わせるということで、2回ということはいかがかという御提案でございます。その際の価格につきましては、公定価格の議論において費用のあり方についても議論をするということも付記させていただいております。前回と同じ提案ということになってございます。

それから、39ページ以降が既存施設からの移行の特例、既存の幼稚園や保育所を利用して、それを足掛かりにして認定こども園、幼保連携型認定こども園になっていただく場合の特例でございます。

大きく申し上げまして、前回御提案申し上げた内容から大きな変更はございません。形式的ではございますが、45ページの「保育室等の設置階」の部分につきましては、先ほど御説明させていただきましたように新設の基準として極めて例外的な取り扱いということになるかと思いますが、地上の園庭と同等の環境が確保されているようなケースについては面積算入し、3階以上の保育室の設置を認めることとする場合には、ここで移行特例として特例を設ける必要はなかろうということで整理をさせていただいている部分がございます。

前回からの変更点を中心に御説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見、御質問のある委員、挙手をお願いいたします。

では、秋田委員からお願いいたします。

○秋田委員 東京大学の秋田です。

まず9ページのところでございますけれども、先ほど御説明がありました園長の資格についてはいろいろ御議論があったわけですが、特に今日赤字を入れていただいて、単なる資格を求めるというよりも、その資格併有促進のための制度の活用や環境整備の重要性を書き加えていただいたことが極めて重要であると思います。それらによって最終的には併有という方向を目指すことが明確になったところがとてもいいと評価できる場所であると考えております。

また、21ページの園庭に関しましても、今日先ほど御説明のあった21ページのバルコニー等の原則は不可だが例外的な取り扱いということで、きめ細かく書いてくださったところがよろしいのではないかと考えております。その中で、その次の22ページの名称について1点確認をしたいと考えております。

今は、幼保連携型認定こども園の認可基準としての名称が「園庭」になるということは確

認できたのですけれども、私が常に言ってきたのは保育所並びに幼稚園も統一して「園庭」という名称に省令を変えていただきたいという要求でございます。こういうことが今後どうなるのかということが新制度の中で、幼稚園では運動場であり、保育所では屋外遊戯場であり、認定こども園では園庭であるというのは大変不可思議でございます。今後この名称がどうなるのかということをはっきり質問として伺い、お答えをいただければと考えております。

もう1点は細かな点ですけれども、31ページでございます。「対応方針案」として研修のところについて考えていただいたのはありがたいと思いますが、研修においては教育・保育従事者だけではなく施設の職員が入るということで、知識及び技能の修得、個人の資質向上というものが研修の目的として書かれております。

しかし、昨今、国際的な状況等を見ても、研修というのは個々人の力量形成だけではなくて、園の組織の活性化であったり、組織全体としての事業の質の向上という点から研修が重要だというようなこともいわれてきています。いわゆる保育者のコンピテンスだけではなく、コンピテントなセンターをつくっていくというのが研修の最終的な目的であろうと考えております。ですので、そうした視点を入れていただければと考えております。

移行の場合に関しましても、この中で書かれてきた運動場等について妥当なラインを出していただけたのではないかと考えております。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、尾崎委員お願いします。

○尾崎委員 幼保連携型認定こども園の認可基準につきましても、より高い水準の基準を設定されたということ、また、新規に創設する場合と保育所、幼稚園の既存施設から移行する場合との、2つのケースで丁寧に取りまとめでいただきましたことにつきまして、評価させていただきたいと思っておりますし、全国知事会といたしましてもおおむね賛同させていただきたいと思っております。

ただ、1点だけ、1学級の幼児数についてなのでございますけれども、できるだけ少人数化の方向に向けた御検討をぜひ続けていただきたいということであります。現場の幼稚園では、3歳児について1学級を25人としている幼稚園もあります。また、小学校の1、2年生は既に1学級30人で運営しているところもあるわけでありまして、そういうことから考えても、就学前の児童に対して、現行の基準であります1学級35人以下とするのはやや厳しいものがあるのではないかと考えております。

また、この会議の委員の方々の意見でも、30人以下を希望される声も多かったのではないかと認識をいたしておるところでございます。できる限り少人数化の方向に向けた検討を続けていただきたいというのが我々の意見でございます。以上であります。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、榊原委員どうぞ。

○榊原委員 ありがとうございます。

園舎の設置階についてです。15ページ、16ページのところに整理していただきました。私は、ここの主な意見のところに書いてくださっているように、移行特例で既存施設にこども園になってもらうためにという対応としては賛成していますが、全施設新設でもOKということについてはやはり疑問を今も持っています。特別な事情がある場合は3階建て以上も可というふうに対応方針としてするのでしたら、その特別な事情を施設や事業者が判断するので

はなく、制度全体の運営に責任を持つ自治体のほうで、適切な保育環境が確保できるということを判断した上で認めるというふうに自治体の責任をそこにかませていただくということが最低限必要ではないか。それが、住民に説明できるような内容になっているのかということとセットで入れていただくことが最低の条件になると思います。

また、ここでは以前も申し上げましたが、火事や浸水を想定されているのですけれども、大きな震災があったときには電気がとまり、エレベーターもとまり、子どもたちが下に下りてこられなくなり、温かいお湯も使えなくなってミルクもつくれなくなるというときに、1日、2日そこで逃げられなくなってしまいうような子どもたちをどう守るのかということもセットの上で、事業者においては3階建て以上で設置するというので、子どもたちに必要な環境が確保できるのかというところをきちんと自治体に説明できるようにしていただきたいと思えます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員をお願いします。

○高橋委員 ありがとうございます。連合の高橋でございます。時間も押しておりますので、意見書を出しております中から1点のみ、意見を述べさせていただきます。

8ページの「4. 幼保連携型認定こども園の認可基準について」のところの4つ目の丸でございます。資料4では28ページになろうかと思えますけれども、「食事の提供」についてでございます。私たちとしては、外部搬入は一切認めるべきではないと考えます。

その理由といたしましては、調理員に感謝しながら保護者や保育教諭以外の大人たちからも大事にされているということの実感をするということは、子どもたちの育ちの点から非常に重要であろうと思っております。また、弁当持参についても保護者の昨今の経済状況は非常に厳しいといったような実態もございますので、それらに配慮しながら子どもが肩身の狭い思いをしないようにといったところで極力認めるべきではないと考えます。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、溜川委員をお願いします。

○溜川委員 園長資格については、いろいろと御議論いただきました。原案として、ただし書きではございますが、同意したいと思えます。

見直しのことにつきまして、先ほどの我々がいろいろと学ばせていただいている秋田先生の発言などは重いので、そこの違いを申し上げるのはつらいところなのですが、いわゆる最低併有資格を目指していくということが果たして終末なのであるかと思えます。それをやはりあえて申し上げさせていただきます。

人が大きくなるということにつきましては、当然ながらいろいろなものを体験し、そして経験を積み重ねることによって得たものはかけがえのない人格であります。いろいろなもの、あるいは社会体験を重ねてこそ人を育てられる人物ができ上がると信じています。もちろん、そのような勉強をされて、そしてその資格なり免許なりをお取りになることは、どちらかというと全体にあったほうがいいと私ももちろん同意させていただきます。

しかしながら、たまたまそのような時期、例えば20代に学生として、あるいはその後、通信制教育等を受ける機会がないにいたしましても、また違った道を歩まれた方においても有能な人材はいるはずで、そして、その方たちがぜひ地域で力を発揮していただきたいと考えているから、あえて申し上げさせていただきます。

現実問題、重なりますので余りくどくは言いませんが、学校の先生の中には大変優秀な方がいたりして、とても地域にも明るく大変助けられているという実情もございますし、その他、地域で昔は我々保育者でいうと良寛さんのような人が保育者としていいのですよというようなことを学ばせていただいたこともあります。良寛さんは資格を持っていませんが、人格としては大変全国民が認めるような方でいらっしゃるかと想像されます。

今後、有資格者が大きく育っていくことを望むものでありますが、そのようなことを申し上げさせていただき、見直しの際には両資格を併有するというにまとめていくのではなく、あくまでも全体の条項、園長資格について見直しをする。その中でももちろん考えていただくのは結構でございますが、そのような解釈ということで原案に賛成するというのを改めてお話させていただこうと思いました。

なお、運動場の代替地や屋上運動場について示された原案には賛成でございます。

なお、園長資格についてと、健康診断のことについてもいろいろと御議論いただいたところでございますが、この程度にしておきますが、要は先ほど会計監査と指導検査のときにも申し上げましたが、健康診断におかれましても新しい制度が生まれるときでないと現行制度はなかなか見直しが図れません。私があえて健康診断を申し上げましたのは、ぜひこういうときに本当の意味での健康診断が機能するようにしていただければと、たまたま法律の中で前回の会議で検査項目について今、議論がされていますというお話がございました。

形式上の検査ではなくて、本当の意味で子どもの健康を守る。そしてまた、小児科医の先生方の御負担が軽くなるような部分も含めて、そういった健康診断が行われることを望みます。

そしてまた、実質的にいろいろと整理できるものは整理してほしいという象徴的なものとして健康診断を申し上げたつもりでございますし、監査についても申し上げたつもりでございます。そのような意のあるところを酌んでいただければと思います。ありがとうございます。

○無藤会長 では、佐藤会長代理をお願いします。

○佐藤会長代理 東京大学の佐藤です。

11ページのところについて、確認させてください。幼稚園のところも、認定こども園もそうですけれども、幼稚園の教諭は常勤が前提です。ただ、皆さん御存じのように育児・介護休業法上は、子が3歳まで短時間勤務を事業主は措置しなければいけないので、短時間勤務制度として6時間勤務が措置されれば、教諭も短時間勤務を取得できるわけです。他方で、教諭が短時間勤務を取得すると、教諭から講師に変更になるとすると、これは運用によっては不利益扱いになります。

保育士に関しても事業主は、短時間勤務制度を措置しなければいけないわけです。働いている人たちのワークライフバランスの話になりますので、この点、誤解がないように説明する必要がありますと考えますので、確認としての発言です。

○無藤会長 それは誤解のないようにしっかりとします。

それでは、古渡委員どうぞ。

○古渡委員 全国認定こども園協会の古渡です。

今回、認可基準について大変すてきに取りまとめていただきまして本当にありがとうございました。協会としまして、いろいろな観点で大変よくできてきたのではないかと感じておりますので、以後どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、1点ですけれども、この新幼保連携認定こども園というのは誰のための認定こども園なのだろうか。ここを多分、一番大事にしくちゃいけないのだろうと思っております。もちろん、今日の議論の中の地域型保育事業、子育て支援事業、また確認制度、そして今、認定こども園の新幼保連携の認可基準とまいりましたけれども、やはりどんな立場でも基本指針の理念にちゃんと戻れるような観点をぜひどこかに一言入れていただければ幸いです。

そうすることで、新しい幼保連携認定こども園もこれから多分たくさん進化していくと思います。そういう観点では、前進をとめないためにもぜひ基本指針の理念がちゃんとここに反映できるような文言が若干入ると動きやすいのではないかと考えております。

大変すてきにすばらしくまとまったと思います。どうもありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございます。

北條委員、お願いします。

○北條委員 そもそも論になってしまいますけれども、幼保連携型の認定こども園、これは現行の認定こども園法のもとでも幼保連携認定こども園というのは存在しているわけでありまして。それで、18年の10月でしたか、現行認定こども園法が成立いたしまして制度がスタートいたしました。

そのときの議論をあえて思い起こしますと、全国津々浦々に認定こども園をつくるわけではないというのが前提でありました。これは、我が国で過疎化が急速に進んでいて過疎地が増えてきている。その過疎地においては、幼稚園と保育所をそれぞれ設置することを推進することは不合理だというものでありました。

すなわち、過疎地対策として、しかも例示として地名まで挙げたわけです。神奈川県箱根町、そして群馬県六合村のような過疎地では認定こども園、要するに幼稚園と保育所を一体化したものをつくっていく。それ以外の地域について、それぞれの地域に応じた整備をしていく。幼稚園と保育所を整備するのが適切な地域にあってはそうする。認定こども園を導入したほうがいい地域についてはそうするというわけです。

そして、さらに申せば、認定こども園というのは機能の一体化であって施設の一体化ではないというのが理念の眼目であります。そのことを踏まえて、法施行後5年経ったところで問題があれば再検討する、評価検討を行うということが附則にうたわれているわけです。

ところが、現時点において23年10月で5年ですが、その後で評価検討は行われておらないということです。しかも、評価検討を行わないままに現行認定こども園法の眼目理念である施設の一体化ではなくて機能の一体化だということ振りを捨てて、機能ではなくて施設の一体化へ一挙に進むというのは極めて乱暴なやり方だということを改めて申し上げたいと思います。

それで、ここら辺を正すのは法律改正を求めるということになってしまいますから仕方がない。既に27年4月に早ければ施行されることになっておりますから、その上でということであれば私も大変よくまとめていただいた。ぎりぎりいっぱいやっていただいたというふうには考えております。

でも、これは幼稚園にとってもハードルが高いです。保育所にとってもハードルが極めて高いです。なぜかという、その一番の問題点は、既存の幼稚園は幼稚園を一旦廃止しなければなりません。その上で、新たな幼保連携型認定こども園を設立する。保育所も同じです。保育所を一旦廃止するわけです。

すなわち、幼保連携型認定こども園というのは幼稚園ではありません。また、保育所でもありません。そういうものになるわけです。これは、幼稚園にとっても大変ハードルが高い。保育所にとっても恐らくハードルは高いと思います。私は幼稚園の連合会の役員をしておりますが、私が受けている感触からいえば、既に幼保連携型認定こども園になっていらっしゃる多くのところは、この制度のままいくしかないということになると思います。

しかし、新たにこのハードルを越えて幼保連携型認定こども園にいかうなどというところはまずほとんどないです。保育所にとっても、同じような状況だと思います。

すなわち、これははっきりいって推進されるようなものではないです。誰も参加してこないようなものを何でつくるのか。これは大問題です。しかし、やってしまった。そうなれば仕方がない。その基準をつくるのであれば、こういうことにしかならない。これは、そういう意味では大変よくやっていただいたというふうに考えております。

しかし、あえて26ページのところで食事の問題、先ほども給食のことがいろいろ出ておりましたけれども、「主な意見」の一番下、赤色で、子育ての第一義的責任は保護者にあるということかといひのかと私が質問したのです。それに対するお答えは、保護者にあるという理解でいいはずなのです。そういうお答えであったというふうに私は理解しておりますので、食事の提供義務は保護者にあるということをごどこかに書いていただいて、それを前提として給食云々の話をさせていただきたいと思います。

それからもう一つは、39ページです。ここは、移行特例の件についていろいろ工夫を重ねていただいて、実質的に10年間の経過措置の中で基準を満たす努力義務を課すということ、そういうふうにストレートには言えないのでこういう表現になったと了解いたします。せっかくこういう制度ができるわけですから、少しでも高い水準が維持できるよう、ぜひとも御協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、宮下委員をお願いします。

○宮下委員 全国幼児教育研究協会の宮下です。1点だけお願いいたします。

21ページにあります運動場についての屋上の取り扱いについて、その対応方針の中で屋上の面積算入は原則可とするという方針には賛成です。

ただ、屋上を運動場として利用している場合が多々あると思いますけれども、その取り扱いについてはぜひ教育的観点と安全管理について徹底してほしいと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

山口委員、お願いします。

○山口委員 一般社団法人日本こども育成協議会の山口でございます。保育室の設置階数と屋上園庭について申し上げます。

柔軟に事務局のほうで基準を提示していただきましたことに関して感謝いたします。先般、大都市とある自治体とお話をしていたところ、その自治体は過去に大きな台風で市の3分の1程度が浸水して、また10年に1度大きな水害が起こるような地域だそうです。しかし、海岸に近いところでは高い建物がなかったり、または高層マンションがあったとしても高層マンションは大体オートロックですから、いざというときには入れない。そういった地域の保育園や幼稚園の人たちは今、この気候の変更等によって大変不安な思いをしているといったお話を聞きました。それは事実であると思います。そういった観点から、地形や気候の災害リスクというものを勘案して、こういった柔軟な対応ができるという方針を御提示いただい

たことに賛成いたします。

ただし、この前提としてはやはり耐震基準であるとか、防火基準であるとか、または教育的観点というものをしっかりと担保した上で設置されることが望ましいと考えております。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

事務局から御説明がありますか。

○蝦名幼児教育課長 幾つか質問にわたる、あるいは確認的なものを求める御意見を頂戴いたしました。全てについてお答えできるかどうかはあれですが、1点目は秋田委員から名称について園庭というふうに今回整理をするが、幼稚園、保育所の取り扱いはどうかということでございます。

具体的にどういうものを求めるかということから申し上げれば、この3つに大きな差はないと考えております。そういう意味で、技術的に可能かどうかも含めて検討することも考えないといけないかとは思っておりますが、一方、これまで数十年にわたって屋外遊戯場、あるいは運動場という形でそれぞれの園の取り組みが行われてきたこともありますし、もう一つ難しいのは、例えば地方自治体が、認可権者が認可基準をそれぞれつくるときに、それは条例であったりもするわけですが、その中で法令上の名称である屋外遊戯場であったり、あるいは運動場という名称を用いているということもあり、これはそうした条例などにも影響があるということも合わせて考慮する必要があるかとは思っております。

ただ、いずれにしてもその機能面において今回園庭というような名称であらわそうとしているものは幼稚園、保育所でお持ちいただいている運動場、遊戯場と変わるものではないだろうとは考えてございます。お答えになっているかどうかはわかりませんが、今のような考え方を持っております。

それから、研修について個々人の資質能力の向上のみならずチーム全体といいますか、組織全体としての能力の向上ということも意識すべきではないかというふうな趣旨だったかと思えます。資料の31ページに研修についての記述を入れさせていただいておりますが、個人として施設の職員が必要な知識、技能の修得等に努めるというふうにさせていただいているものに加えまして、施設はそうした職員に対して研修の機会を確保し、資質向上等を図らなければならないこととするとあります。これは、個々人の能力の伸長というものを施設としてきちんと保障すべしということに加えて、ここに記載した気持ちとしては、施設全体として必要な人員に対する能力の向上を期するべく必要な手だてを講じるべきというような趣旨で記述をしているつもりでございます。御趣旨に沿った記述として十分かどうかということはあるかと思えますけれども、御指摘いただいたような趣旨というのはここでも込めているつもりでございます。

それから、尾崎委員から1学級の学級数について現状35人ということだと多いのではないか。これについては、今回は35人から引き下げることにはしないとしても引き続き検討してほしいというような御意見を頂戴しました。これについては、小中学校のほうの動向も踏まえながらでありますけれども、教育条件の向上ということからしますと限度はあるとは思いますが、小さいほうが、目が行き届くといったようなことがありますので、引き続き検討していきたい。具体的な教育効果等についてそれを示すものがあるかどうか、引き続き探っていくながら検討することができればと考えてございます。

それから、榊原委員から、今回保育室の設置階についての特例を設けるということだが、

これが何らの歯どめがなく運用されるようなことがないようにというような御趣旨の御質問だったかと思えます。ほかの委員からも、同趣旨の質問をいただいたかと思えます。今回こういった取り扱いについて通すべきというふうに考えましたのも、先ほど申しましたように設置階についても、屋上の取り扱いにつきましても、園庭と一体となった教育・保育活動が欠かせないだろうと考えたからということでございます。

その上で安全面、それから教育面でどれだけ施設としての条件が整えられるかというふうなところがこの論点の中心であろうと思えますけれども、例えば現状、その設置者の努力や工夫により、あるいはその地域でこうした施設をつくってほしいというようなニーズがあるということを背景にして、保育室から容易にアクセスできるような場所に地上の園庭と同様な環境が確保されているケースもあるのではないかと。そうした場合には、こうした取り扱いとすることが適当ではないかということでの御提案でございます。

ただ、これはあくまでも原則はやはりどの施設にも当てはまる話ではないだろうと考えております。こうした例外的な取り扱いであるということについては、恐らく認可権者が認可をする際には十分心得ていただく必要があるだろうと思っております。認可権者においてその趣旨を十分理解して、認可の仕組みというものが運営されるよう周知をしていく必要があるだろうと考えておりますし、具体的にこういうケースがこれに該当すると考えているということについての今回基準を議論する上での考え方について整理をし、通知などにより認可権者などに示して、適切な取り扱いが確保されるようにというようなことを今後行っていくことが必要だろうと考えてございます。

そうしたことによって、こういう要件ができたので際限なく、あるいはここは認めるべきではないケースについてまでこういった取り扱いが行われるということについては歯どめをかけることができると考えております。御理解をいただければと思えます。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、どうぞ。

○秋田委員 1点よろしいでしょうか。今の園庭の件のお答えですけれども、私は納得がいかない説明をいただいたと考えます。課長がこの場でこういう御説明しかあり得ないということの状況は重々わかるのですけれども、機能が同じであれば名称も、全部の変更は難しいので変えなくてよいということではないはずで。やはり名称が機能を表すということもございまして。ですので、本当に質の向上ということで園庭、運動場、遊戯場が今後子どものためによりよい場として機能していくためには何が必要かということに関係省庁できちんと名称とともにお考えいただきたいと思えます。

省令で変えられないものではない名称について、いろいろ面倒であるから変えないという回答ではなく、やはりその辺は園庭のさらなる質の向上という点から御検討をいただければと、個人的な意見を申し上げさせていただきます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、もう時間も間近なのではありますけれども、最初から申し上げているように年内にある程度まとめという意味で、次の保育の必要性の認定についての説明と御議論をいただきたいと思えますが、どうぞ。

○北條委員 今日はもう時間がないのですが、保育の必要性の認定の御説明をやって議論をするのですか。

○無藤会長 最小限、説明はしていただいて、必ずしも保育の必要性の認定について意見が

うまくまとまるかは別として意見はお出しいただくということです。

○北條委員 私はこれについてはあらかじめ申しますけれども、意見の隔たりが余りにも大きく、同意できないのです。反対なんです。そのことを今からこの短時間でおやりになるというのは無理だと思います。無茶だと思います。

○無藤会長 その意見を集約してここでまとめるということになると予想しているわけではなくて、対立する意見をこの際もう一度出していただくという意味です。

○北條委員 今日決めるわけではないという理解でよろしいのですか。

○無藤会長 私の予想としては、決まらないかということです。やってみなければわからないことではあります。

○北條委員 結構です。

○無藤会長 よろしいですか。

では、御説明を事務局からお願いします。

○橋本保育課長 それでは、資料5につきまして御説明させていただきます。

前回までに、保育の必要な事由等につきましての議論を集約していただいておりますので、今回15ページ、16ページあたりからでございますが、「区分」、「保育必要量」といったところにつきまして御意見を賜ったものを踏まえて、少し各記述を加えさせていただいております。

まず保育標準時間と保育短時間の区分というところについてでございますが、前回、案をお出ししたわけでございます。その趣旨を少し丁寧に18ページから19ページにかけまして記述をさせていただきました。

まずこの2つの区分でございますが、新制度におきまして主にフルタイムの就労を想定した保育認定と、それから主にパートタイムの就労を想定した保育認定を行うということで、その際には子どもに対する保育が細切れにならないようにするという観点、あるいは施設や事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから、大きくくりな2区分とするということにさせていただいているわけでございます。そして、この2つの認定区分につきまして、標準時間認定の終了時間の下限は1週当たり30時間程度とすることを基本とする。

そして、その次の「保育必要量について」というところでございますが、保育必要量は給付費あるいは委託費の支給対象として、それぞれの家庭の就労状況等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として設定をし、施設・事業者においては利用定員に依り、その枠に対応した体制をとるということです。そして、この考え方にに基づき、年間の日数の枠としては現行制度における保育士の年間開所日数、これは約300日でございますが、これと同様とする。

※印にございますように、現在の保育制度の中では一般的に休日である日曜日のほか、祝日等の日数を考慮しまして約300日の開所を求めているということと、労働基準法の中で原則として毎週少なくとも1回の休日付与が義務づけられているということ、こういったものも反映したものでございます。

それから、時間数の枠ということにつきましては「保育標準時間」と「保育短時間」の区分に応じて以下のとおりとするということございまして、標準時間のほうにつきましては開所時間である1日11時間までの利用に対応するものとしまして、1か月当たり平均で275時間。

※印にございますように、現行制度における保育所の開所時間というのは1日に7時間ないし8時間前後の勤務に従事し、労働基準法に定められた45分から1時間の休憩時間を取り、そしてまた通勤にそれぞれ1時間前後を要する。そういう一般的なフルタイム就労の勤務形態を想定したものでございます。また、保護者の勤務先によって始業時間や終業時間が異なるということも留意が必要だと考えています。

それからもう一つ、保育の短時間利用のほうでございますが、原則的な保育時間である1日当たり8時間までの利用に対応するものということで、1か月当たりというのは平均の約200時間ということを検討するというふうにしております。

めくっていただきまして、19ページは「保育必要量について」の続きでございますが、上記のとおり、保育必要量はそれぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として設定するものである。現行制度においても、保育に欠ける子どもについては最大で11時間の開所時間の中で年間約300日利用することができますが、実際には親の就労している時間帯での保育を確保する観点、あるいは子どもの育成上の配慮の観点、そういったことから必要な範囲で保育を利用しているというのが実態でございます。現に、土曜日に保育所を利用する子どもは平日より大幅に少ないですし、平日において閉園時間よりも前に迎えに来る親も多いというのが実態でございます。保育必要量と実際の利用との関係というのは新制度においても同様でございます。こういった考え方を付け加えさせていただいているところでございます。

それからもう一つ、34ページからでございますが、保育短時間認定の下限の時間についてでございます。前回までにさまざま御議論をいただきまして、前回38ページのところでございますが、案の1、案の2、案の3ということでお出しをさせていただきました。案の1が1か月当たり48時間以上、案の2が1か月当たり64時間以上、そして案の3が1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とする。こういった案でございます。

前回御議論いただいたわけでございますが、このページの真ん中あたりに赤く書かせていただいておりますように、地域ごとの就労の実態というものが多様でございますが、それを反映した市町村の運用にも現状幅があるということ踏まえまして、案の3ということで1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間ということの基本としてはどうかという形で御提案をさせていただきました。

それから、後ろのほうにまいりまして53ページのところでございますけれども、「対応方針案」の中で先ほど案の3で御提案をするということを申し上げましたので、このところも経過措置についての取り扱いの中で「案の3の場合」という形で書いてございます。

それから、55ページから56ページにかけて「優先利用」の関係の記述でございますけれども、前回、保護者が障害を持つ場合の優先利用ですとか、あるいは放課後児童クラブの指導員についての優先利用といった御意見をいただいたところでございます。

56ページでございますが、⑨のところにおいてそういった保護者の疾病・障害の状況、あるいは放課後児童クラブの指導員等の子どもの利用に当たっての配慮といった記述をつけ加えさせていただきました。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

この部分について、先ほども御指摘がありましたけれども、さまざまな意見があるとは思いますが、できる限り簡潔明瞭に発言をお願いしたいと思います。

それでは、北條委員からお願いいたします。

○北條委員 お示しいただいた「保育の必要性の認定について」ですが、先ほど申しましたように私どもの考え方とは隔たりが余りにも大きく、本日取りまとめるということについては賛同いたしかねるということをまず申し上げたいと思います。

まず、2 ページのところですか。これは先ほども申したわけですが、四角囲いの中の19条第1項1号、2号、3号、これについてはおかしい定義だということをおかしいことを今日2回目になりますけれども、申し上げておきたいと思います。

それから、保育必要量ということが大きなテーマになっておりますけれども、そもそも保育の定義からして、保育を必要としない子どもは我が国には存在しないと考えております。それぞれの子どもにとっての保育必要量ということになってくるわけでありまして。これが、施設保育の必要量というのだったら話は別です。ここに書いてあるような議論が成り立つと思いますけれども、保育の必要量というのであれば家庭で保育を受けている子ども、または幼稚園で教育・保育を受けている子ども、それぞれに保育の必要量という観点があつてしかるべきだと思います。

その上で、施設における保育の必要量的な感覚で19ページのところに示されているわけでありまして、これは全く理解することができません。まず、保育短時間として月48時間から64時間という短時間就労の子どもに対しても、土曜を含めて1日8時間までの保育利用を保障するというのは誰が見ても過剰保育といわざるを得ないと思います。資料には、実際には親の就労している時間帯での保育を確保する観点や、子どもの育成上の配慮の観点から必要な範囲で保育を利用しているのが実態と記載されているわけでありまして、このたび短時間区分を設けるということであるならば、標準時間よりも比較的安い保育料で利用できるというメリットがあり、短時間就労者が現行よりも容易に保育を利用することが可能になるのではないかと思います。

短時間区分を新設する制度改正を行うのでありますから、これまでのように単に現場の運用に委ねるのではなく、短時間就労者が親の就労時間帯で保育の確保と子どもの健全育成の観点から適正な保育利用となるような工夫がぜひとも必要だと思います。

例えば、利用者負担の設定として、一時預かり事業が利用実績に応じた利用者負担となるわけでありまして、それとの整合性の観点から保育短時間についても利用実績に応じたきめ細やかな利用料設定を行うべきではないかと考えます。個々人の就労時間等に応じて必要な保育時間を個別認定して、それを超える利用については利用者負担を求める仕組みが極めて当たり前で、当然な仕組みだと思います。

また、保育標準時間認定につきましてもワークライフバランスを推進していくということを一方で進めなければなりません。子どもの健全育成を図るため、保育標準時間認定を受けるフルタイム就労者についても、原則的な保育時間である8時間を超える利用については新たに利用者負担を追加的に求めるべきではないかと考えます。

先ほど確認させていただいたところで19ページの絵でありますけれども、原則的に8時間を超える斜線部分、3時間の分の内側で456万9,000円という公費支出を既に行っている。先ほどお答えいただいたわけでありまして。ここに公費支出をこれだけしていながら、保育料の徴収をここはしていないというのはどういう理由なのか。これは、普通の人間の感覚では理解できないところであります。

平成7年以降、我が国は保育時間が年々歳々延びている。8時間原則であったものが、11

時間開所といいながら11時間保育が可能になっている。13時間開所といいながら13時間保育が可能になっている。一方で、大人の法定労働時間は週48時間から40時間と劇的に減少したにもかかわらず、なぜ保育時間がこのようにまさに劇的に延長されているのか。

そろそろこの流れはとめなければいけないと思います。OECDの専門家がクレージーだといっている我が国の超長時間保育、このあたりで立ちどまって保育時間をワークライフバランスの推進と合わせて8時間の方向に一遍にはできないでしょう。でも、少しずつ緩やかに戻していくという工夫を、ぜひしなければならぬと思います。

今回の仕組みは、長時間保育の推進につながってしまいます。このような仕組みについては、私どもは断固反対であるということを表明いたします。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、古渡委員をお願いします。

○古渡委員 全国認定こども園協会の古渡です。協会として、2点あります。

まず1つは今の保育の必要量についてですけれども、現場的な考え方ですが、例えばフルタイムで就労されている方はもちろん月曜日から金曜日までは結構なんですけれども、それ以外の日、要するにフリーライダーといわれている全然仕事をしていないときの保育についての、受けるほうのルールをぜひつくっていただきたいということが1点です。

もう一つは先ほどの48時間の問題ですけれども、確かに協会としてずっと考えていますのは、やはり一時保育としての、一時預かりとしての下限で考えれば、ぜひ48時間で全体的な子育て支援のための精力的なものにできるのではないかと。ただし、待機児童が大変多い場所等々がある場合には、逆にそういう意味で64時間までのラインの中で還元できたらいいのではないかと案で考えております。とりあえず、この2点です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、坂崎委員をお願いします。

○坂崎委員 私は、2点です。

まず、今回のこの保育の必要量のところの話は、現状の理解をどういうふうに思うのかということが一番大きな問題だと思います。それで、保育所におけるところの子どもの入所数というのが今年の4月で240万人になっています。現在の幼稚園や、保育所の待機や過疎地ということもあるかと思いますが、現状の入所数に応じたものを基本的に保育の必要量としてつくっていくということは当然な考え方だと私は思います。

今の北條さんのような指摘があることは存じておりますが、制度をつくるに当たって現実を見ないでつくっていくということは非常に現場に混乱を来すことになります。特に幼稚園も市町村事業として行われていく今回の中でありまして、市町村の対応の難しさや多さ、また保育現場がそれに対応できなくなっていくということは非常に難しいことだと思いますので、何といたってもその現状をきちんと踏まえた上でつくることが大事だと思います。

私も、例えば48時間が下限でいいのではないかと何度も述べていますが、そういう基本的な考え方はありますけれども、今回示されている必要性や認定こども園の基準のことについて、基本的には導き方として正しいのではないかと。また、それを運用した結果において5年後に見直すということが非常に大切なことなのではないかと思っています。

2つ目は、認定こども園の推進ということではなくて、今回のこの制度に対する期待ということに関しては、私は全く違う考え方を持っております。今回は幼保連携型認定こども園という現行と同じ名前でありまして、新たな施設ができる。いわゆる良質の保育を条

件とした、幼保の垣根を低くしながらも新しい施設をつくっていくことや、または地域型給付の小規模保育で代表されるような施設の増設や、認可外からの認可の促進というのは、今までの就労の有無に合った保育の教育や文化を超えていく一つの仕組みだと考えています。

そういう中にありますれば、私は社会福祉法人の理事長でもありますけれども、その法人の理事長がこれから先どのような形で子どもたちに保育を提供していくのかという大きな曲がり角にあって、それはある種、利用者にとっても、保護者にとっても大きな期待になると同時に、やはりそれは経営者にとっても今回、私は大きな価値あるべき改革だと信じています。そういうことをきちんと広めていくのが、子ども・子育て会議の大きな役割なのではないかと思っております。

最後になりますけれども、今日最初に渡邊委員がおっしゃいました、やはり1兆円強の残りの3,000億ということに関してはどこにも出ていない。そういうことでは、公定価格の論議の中で7,000億を超えていくというところがたくさんあると思いますので、それらについてはこの子ども・子育て会議でも議題に挙げるなり、要望に挙げるなりしていくことが正しいのではないかと思います。

ぜひできればきちんと取りまとめていただき、私たちにとっては一番大事な公定価格の論議に進んでいただくことが望ましいと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、榊原委員をお願いします。

○榊原委員 私は基本的に、今日提示していただいたこの保育の利用認定についての考え方は賛成なのですが、ただ、北條委員から大変重い問題提起をいただいたとも思っています。

御指摘があったように、超長時間保育をどんどん推進していくような方向でいいのかという問題提起は、恐らくこの会議に参加している方は皆さん同じ思いでおられると思います。私自身、保育を使わせていただいた親の一人でもありますし、または子育て中の親御さんたちの取材を今もしているのですが、親たちだって長時間、毎日、毎日10時間以上も子どもを保育園に預けたいと思っている人は恐らく一人もいない。いるとしたら、さまざまな事情で養育に困難を抱えている方たち、メンタルな問題、病気、失業、さまざまな問題で子どもを自分一人で支えられなくなっている親御さんだろうと思っています。

つまり、子育ての現場にいる人たちは親も悲鳴を上げているような現状が今ある。その中で、新制度としてまずどういうふうに手を差し延べていくのかということだと思っています。これだけ長時間の保育を認めることでいいのかという問題提起は、引き続き私たちとして受けとめ、検討していく必要があると思いますし、どんどん拡大していく方向ではない方向にどうやってドライブをかけていくのかということを入れ込んでいけるような、受けとめていけるような制度であってほしいと私も思います。

ただ、1つ考え方が私はちょっと違うなと思いましたが、保育の考え方を親の就労保障として位置づけるというところでの議論です。この制度の設計自体がそうなっているのですけれども、親の就労がこういう時間だから子どもの保育時間はこうしようという形での議論だけにこれまでもなってきたのですけれども、私の理解しているところでは、福祉先進諸国において親の就労保障として保育をやっているという状況は、最近においてはほとんどないと理解しています。

どの国も、子どもへの保育の保障になっている。子どもが遊んだり、けんかをしたり、集

団で育ち合っていく。そういった環境を保障するために、保育を普遍的に保障する。特に北欧などではもうそうなっていると思います。

ですから、本当は親の就労時間で区切るのではない方向までいくべきではないか。だけれども、超長時間の保育は制限を加えていくと同時にワークライフバランスをやっていくというのが、新制度を超えたその先の目指すべきゴールの方向性だと思っているわけです。

ただ、今、親たちがさまざまな場面でグローバル化の中での長時間、それから深夜労働などで悲鳴を上げている中で、保育にさえ入れない人たちがこれだけ多い。そこをまずは新制度で全部受けとめた上で、だけれども適切なあり方として私たちはどう変えていくべきかという議論に、次に進んでいくというふうに取り組めたらうれしい。その中で、北條先生が繰り返しおっしゃっている適切な保育のあり方というものを、もう少しワークライフバランスとセットで議論していくというような取り組みに持っていかれたらと思っています。

幸いなことに、子ども・子育て会議はこれで終わりではありません。継続的にチェックし、不適切なところがあったら修正を加えていくという会議になっています。なので、一緒にこの船に乗って、まずは親たちの悲鳴を受けとめた上で、適切にさらに修正を加えていくというふうにできたらと思います。

今の保育制度の最大の問題の一つが待機児童のあり方で、私も今年の4月にも取材をして、就職困難な中でようやく仕事を見つけたのに、子どもを持ったことで失業しなければいけないのかという若い親御さんたちの悲鳴をたくさん聞きました。そういった状況を改善していくためには、この新制度に乗り出すしかないと思っています。

ただし、子どもに適切な育つ環境を保障していくという状況に持っていくためには、やはりこれでもまだ足りないと思っています。そういう意味で、ぜひ一緒に船に乗っていただきたいというふうに、北條先生、幼稚園関係の方たちにもお願い申し上げたいと思っています。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、駒崎委員をお願いします。

○駒崎委員 駒崎です。この委員の中で乳幼児を実際に現在育てているという方は、恐らく私と吉田委員と退席された小室委員だけなのではないかと思っています。そういう意味で、数少ない現役の親の立場から申し上げさせてください。

8時間働いて、1時間休憩を取って、通勤してということだと11時間は必要になるわけです。確かに、将来的にはこの8時間というのが7時間になればいいでしょうし、6時間で働けるようになればいいと思うのですけれども、現在の日本においては基本的に8時間働くとなっているのですから、8時間労働+1時間休憩+通勤1時間ずつということで、計11時間保育保障をするというのは別にもものすごく悪いことでも何でもなくて、当然必要なことだと思うのです。そうでなければ働くことはできなくなるわけで、ではこれを11時間ではなくて9時間にしましょうとなったら日本じゅうが大混乱するのではないかと思います。

それで、今日のこの子ども・子育て会議も1時半から4時半ということで、3時間で終わらせようといっているにもかかわらず、今は4時50分なわけです。国の会議すらきちんと時間内に終わらせることができないわけです。にもかかわらず、例えばワークライフバランスを推進して、日本じゅうの企業でちゃんと8時間働かせて、それで残業もさせるな、というのは、現実的に難しいわけです。将来的にはそうなるべきです。だけど、ちょっとずつ、ちょっとずつしか変わらない。そうだとするならば、保育保障というのは必要になる。これは、仕方ないことじゃないでしょうか。今まさに親は働いています。そして、私も働きながら2

人の子どもの子育てをしています。

ちなみに、私自身は、待機児童問題に悩む一人の親で、保育園が足りずに結局預けられませんでした。そして、しようがないからという失礼ですが、幼稚園のお力を借りて、うちの妻もようやく働けるようになる予定です。本当に幼稚園の皆さんには感謝です。

だけど、今ここで、小異で争い続けていて議論が前に進まないというのは大変もったいないことです。とっとと公定価格の話をしなくてはいけないと思います。ずっと1兆円でやろうと言ってきたにもかかわらず、今、3,000億円財源確保の話が消えていて7,000億でやろうという話になっています。これまで議論したことを全部実現しようと思ったら、絶対7,000億では足りないと思うのです。

そうだとするならば、皆で力を合わせて3,000億を含めて1兆円でちゃんとやっていこう。そして、子どもの最善のために使っていこうというようなムーブメント、世論を起こしていかなくてはいけないですし、そのために政権に対してきちんと言うべきことも言っていかなければいけない。そうした実のある議論をしなくちゃいけないと思いますので、ぜひ我々は小異を捨てて大同で連帯し、そして議論を前に進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、竹内代理人をお願いします。

○竹内代理人 三鷹市長代理の竹内です。自治体の立場から、発言をさせていただきます。

前回、今回と保育の必要量に関して、19ページの保育の必要量のイメージ図の見方も含めて、親の就労に必要な時間以上に長い保育時間を認めることにはないかという懸念を示される意見が出ていますが、私ども自治体の保育現場から利用の実態を説明させていただきますと、要点は説明文にあるとおりまとめられておりますが、実際の利用状況は親の就労に必要な時間、すなわち就労時間に通勤時間を加えた保育時間で利用されています。

今、駒崎委員もおっしゃったとおりですが、日々の送迎時間の分布を見ても、早朝は8時前後、夕方は6時前後を中心に分散しています。土曜日の利用者も学童保育所同様、激減といえますか、大幅に利用が少ないです。

さらに、11時間保育や延長保育を利用されているのは本市の場合、都心に通勤をされている利用者層で、駅に近い便利な認可保育園と認証保育所を中心に利用されております。また、保育園は保護者の家庭や就労の状況をおおむね把握をしており、目に余るような事例があれば現在一定の指導もしています。

なお、就労以外の例外的な保育として、保育の優先事由ともされる妊娠・出産、保護者の疾病、障害、虐待などでももちろん対応しています。こういった場合でも市に、仕事をしていないのに子どもを保育園に預けているというような通報を受けることもままあるのが実態であります。

以上のように、保育所の利用実態としては、私どもとしては適正な利用、必要な範囲内の利用がなされていると考えております。

19ページの表については、これはあくまでも利用可能な範囲を示したものと理解をしています。新制度で保育標準時間と保育短時間の2区分に分かれ、それに応じた保育料の負担区分となれば、より就労実態、保育料の負担区分に即した利用状況が鮮明になるのではないかと見ています。

現在、多くの自治体がニーズ調査の取りまとめの時期を迎えておりますし、またシステム

開発に今、本腰を入れているところでございますので、保育ニーズ算定の大前提となる保育下限時間の案3で取りまとめをお願いしたい。ここでの取りまとめが進まないと、保育量の見込みの把握ができませんので、自治体としては次の作業に進めないという状況であります。

ワークライフバランスの推進についてはもちろん異論のないところですが、今ある保育のニーズにどうこたえるか自治体は対応を迫られておりますので、先日の市町村と国の懇談会でもそうだったかとは思いますが、できるだけ早い取りまとめを自治体としては希望しているところでございます。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

橘原委員、お願いします。

○橘原委員 全国私立保育園連盟の橘原です。

現在、私も保育所におきましては、親の立場を考え、保育所がどう利用者を支援しているかを考えながら保育を行っているのが実情であります。

私は、この保育時間の設定については、一定の枠を示したものと捉えておりますが、現在の保育利用者の実態を踏まえた上で、保育短時間は8時間、保育標準時間は11時間として進める必要があると考えております。

仮に短時間の認定を受けた入所児が増加した場合におきまして、施設運営に支障を来さないようにすべきとの附帯決議を踏まえた上で公定価格の設定も検討する必要があるのではないかと考えております。以上です。ありがとうございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、柏女委員お願いします。

○柏女委員 淑徳大学の柏女です。

橘原委員が先ほどおっしゃっていたことに賛成をいたします。この間、保育士の現場の方々にもいろいろと意見を伺ってまいりました。保育士の専門性の一つとして、親と子の間に介入をして親子のきずなをつむいでいくという大事な役割がありますけれども、そうした観点からも保育士の方々は、お迎えに来たときに子どもが保護者の方にとびきりの笑顔を見せる。そうした笑顔をしっかり大事にしていきたいということも口々におっしゃってました。

そういうことも含めると、特に先ほど古渡委員がおっしゃった週末のフリーライダーのためのルールづくりということがありましたけれども、特に3歳未満児の土曜日の、特に利用のあり方については、働いていなくても利用できる。利用時間に含めるということが仮にあったとしても、親子のきずなに資するという重要性にかんがみて適切な運用をすべきだといったことを通知等の中でしっかりと記載をしていただくということを前提にして、私はこの案に賛成をしたいと思っております。

また、もう一つですけれども、土曜日の利用については先ほど少ないということも言われましたが、ここはかなり地域差がありますし、または園によってかなりの格差がある分野でもありますので、ぜひフォローアップをしていただいて、公費の使われ方の観点からもやはり課題があるかとも思いますので、フォローアップをしていくことを希望したいと思います。

それからもう一つ、私も地方の子ども・子育て会議の会長等はしておりますけれども、やはり公定価格の議論に早く進んでいただかないと、それからこの保育認定の時間等については早く決めていただかないと次のステップに進めない。自治体としても進めないという思いを強く持っておりますので、今日決まるようであれば決めていただければありがたいと思

ます。以上でございます。

○無藤会長 尾崎委員、お願いします。

○尾崎委員 保育の必要性の認定についての御説明をいただきましたけれども、この方向でおおむね我々全国知事会としても賛成であります。

正直、準備を急いでいかないといけないということもありまして、渡邊町長さんが冒頭におっしゃられましたように、これから例の3,000億円をめぐる激しい議論をしていかないといけないということかと思えます。いろいろ御議論はあられようかと思えますけれども、できる限り早く取りまとめていただければと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、渡邊委員どうぞ。

○渡邊委員 実際の事業主体として事業にかかわる市町村、自治体の立場で申し上げますが、今ほど北條委員のほうからいろいろと御意見がありました。確かに、わからないわけではないです。特に、18ページにあります対応方針案の保育標準時間や保育短時間の区分の取り扱い等についても、それぞれの保護者の就労の実態に応じて区分する。これは支給の対象になるわけでありますから、そうすれば一番きめ細かくて保護者にはわかりやすい対応だと思うのですが、先ほど坂崎委員からもお話があったように、保育現場の問題、取り分け我々市町村が実際に作業をやる場合、とんでもない事務作業を要求されるわけです。

いわゆるフルタイムの就労をする場合、それに近い場合を想定した標準時間の利用という区分と、それから両親相互のいずれかパートタイム等の短時間就労の皆さん方のことを区分した2つのくくりでやることによって、必ずしも国のお金をそういう方々に余計に支給するというふうな考え方にはならないのではないかと基本的に考えます。むしろ、それに伴う事務作業の我々の費用負担が余計にかかるということがありますので、そういうことを考えますと私は基本的にこの18ページ、19ページにある考え方に賛同します。

それからもう一点、48時間の問題、64時間の問題であります。これも本当に北條委員からの意見もわからないわけではないのですけれども、長時間保育を奨励するというふうな言い方をされましたが、私は必ずしもそうではないと思うのです。どこの親でも自分の子どもを保育園や幼稚園に預けるのに、選択として仕方なくやりますけれども、手段としてはやりたくないはずなのです。

自分たちの就労の実態や保育の必要性を感じながら対応する保護者の実態があるわけですから、そのことによって選択はしたとしても、それが手段として奨励されていくような事態は、私は将来においても必ずしもないのではなかろうかと思えます。

私どものところも含め、さっき三鷹市の委員の方からもお話があったように、自治体では地域の実態がさまざまにあるのです。それを掬ってあげて選択肢を設けてやるのが、我々のこの会議の基本だと私は信じています。そういう意味からして今、示されている対応案、これは案3を対応方針として示されたわけでありますが、これにも賛同したいと思います。

それから、今ほど尾崎委員のほうから知事会の意向としても示されましたし、また前の段階でも私から発言させてもらいましたけれども、もう目の前に27年4月からスタートしなければならない自治体としてのいろいろな事務作業がぶら下がっているわけです。それをきちんと決めて取りまとめてもらわないと、動きがとれなくなってしまう実態がありますので、賛成、反対、いろいろな意見があるかもわかりませんが、大義に立って、そして将来そのことについて見直しというのも前提にあるわけでありますから、そのことも視野

に入れながらお願い申し上げたいと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

大幅に時間が過ぎましたので、さらにあるとは思いますが、ここまでにさせていただきたいと思います。

今日、冒頭に申し上げたように、年末に当たってある程度まとめたいわけですが、最後の保育必要性認定、特に保育必要論の部分はここですぐにまとめるというわけにはいかないように思いました。そういうことで、その他の部分についてはおおむねのまとめということでいきたいと存じます。

すなわち、最後の保育必要性認定、保育必要量の部分についていただいた御意見を改めて整理させていただいて、次回、留意事項として御提示し、またそこで保育の必要性認定の部分についての御議論を御了承いただく方向をとらせていただきたいと思います。

それ以外につきまして、その前の地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、確認制度、幼保連携型認定こども園の認可基準につきましては、おおむねまとめということで御了解いただけたと思います。いかがでございましょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○無藤会長 ということで、時間不足という点はお詫びさせていただきますが、今、言ったようなことでよろしく願いいたします。そういうことで、最後の議題は次回にさらに資料を提示させていただきたいと存じます。

では、次回の日程につきましてお願いいたします。

○長田参事官 長時間、大変ありがとうございました。

次回の日程ですが、今ほど無藤会長のほうから保育の必要性認定について次回改めてという御指示がございましたので、当初部会として予定をしておりましたが、1月15日は引き続き本日と同様に親会議と基準検討部会の合同会議ということで開催をさせていただきたいと思います。15日9時半から12時半ということでございます。

なお、時間の関係で御説明できませんが、本日参考資料2-1から2-3ということで25年度の補正予算、それから26年度の当初予算案についての資料をお配りしております。特にこれは国の予算措置と合わせまして地方でも、地方の予算措置をお願いしてタッグを組んで事業を進めていくということは重要だと思っております。その関係で、参考資料2-3で配ってございますような要請などもさせていただいておりますことを御報告申し上げます。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

公定価格の資料はお配りしてはございますけれども、次回以降に本格的に議論させていただきます。

それでは、「第10回子ども・子育て会議、第11回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議」を終了いたします。お疲れ様でございました。

～ 以上 ～